

第七編 食糧地獄時代

第一章 戦後の食糧地獄概観

第一節 占領軍からみた食糧地獄

終戦前後の様相を要約するとおおむね次の通りである。

昭和二十年八月六日広島に原爆投下

同 八月八日ソ連対日宣戦布告

同 八月九日長崎に原爆投下

同 八月十四日日本ポツダム宣言受諾

同 八月十五日天皇無条件降伏放送、鈴木内閣総辞職

同 八月十七日東久邇内閣成立、全軍に戦斗停止命令

同 八月二十八日占領軍第一陣上陸

同 八月三十日マ元帥厚木飛行場到着

こうして日本は占領軍総司令官マッカーサー元帥の指揮下に入つたのであるが、彼はその手記で自分に与えられた任務に次の通り言及している。

「まず日本の軍事力を粉砕する。ついで戦争犯罪者を処罰し、代議制にもつづいた政治形態を確立する。憲法を近代化する。自由選挙を行い婦人に参政権を与える。政治犯を釈放し農民を解放する。自由な労働運動を育て上げ、自由経済を促進し、警察による弾圧を廃止する。自由で責任ある新聞を育てる。教育を自由化し、政治権力の集中排除を進める。そして宗教と国家を分離する」と。

ところがこの占領軍が第一に直面した大問題は日本の「食糧地獄」をどうするかであつた。この点についてマ元帥は次の通り言及している。

「戦争中の陸海からの徹底的な封鎖で、日本は食糧の自給能力を失い、ひどい爆撃をうけた地域は飢餓におびやかされていた。かつて日本軍が被占領地域の国民に豪勢な食糧を供出させたことを思えば、立場が逆になつた

いま、日本国民がそれ以上の扱いを期待する理由はなかつた。しかし日本の食糧事情が底をついていことを見究めるや否や、私は占領軍が現地の食糧を消費することを禁止し、ワシントンに対して救済物資の緊急輸送を要請した。

その効果は立ちどころに現れた。日本政府当局は型通りの行儀よさからあけつ放しの信頼へ態度を一変し、警察も国民に心配しなくてもよいというふれをまわした。最初は半信半疑の体だつた新聞も、こんどは一致して称讃の辞をのべはじめた」と。

これは当時の日本が如何に窮迫していたかを示すものであるが、マ元帥はその立場についてこう述べている。

「終戦時の日本は消耗し切つていた。都市も工場も破壊され、全国民が飢餓に直面していた。(略)日本列島の四つの島は、何れも国民に食糧や生活必需品を供給するような経済力は持ち合せていなかった。耕地面積は国土の一六%に過ぎなかつたから、米その他の主食を大量に輸入していたのだが、これも戦争が進むにつれて止まつてしまつた。その上輸送施設が壊滅していたから、日本国内でできるわずかな作物もはこぶことができなかった。私はとりあえず米軍の給食班を設けて、いくらかでも食糧を供給することにしようとめたが、これがなかつたら何千人もの餓死者が出たにちがいない。

破局を防ぐためには早く行動することが必要だつたから、私は大いそぎで米軍が太平洋地域に蓄積していた食糧の中から三百五十万屯を輸入したこれは日本国民にたいしてすばらしい効果を發揮した。ところが米下院歳出委員会は、米陸軍の予算を使つてかつての敵を養うことを私がどう正当化するかという疑問を提起した」と。

この疑問に対するマ元帥の回答はこうだつた。

「このせまい島国にとじこめられて、吾々に監視されている日本国民に生命をつなぐだけの食糧も与えることを怠るなら、吾々がとつた懲罰行為は果して正当化できるだらうか。現在の状態で日本への救済物資を止めた

ら無数の日本人が餓死するだろう。飢えれば大衆を不穏にさせて、混乱と暴力をひき起す。私にパンを与えないのなら弾丸を与えてもらいたい——私はパンを得た」

このようなマ元帥の努力によつて占領軍の威令はモノを云つた。それは昭和二年一月三十一日のゼネスト中止のマ元帥布告が効果を發揮したことによつて立証されるが、彼はこの件に就いてこう述べている。

「いま国民大衆は飢餓線上をさまよつてゐる。ゼネストで輸送と通信をマヒさせれば、国民を養う食糧も重要な公益事業を支える石炭もはこべなくなり、かろうじて活動している産業まで止まつてしまふ。その結果は必然的にマヒ状態がおこつて膨大な数の日本人が餓死寸前に追いこまれ、社会層の上から下まで（略）すべての日本人の家庭がおそるべき影響をうけるだろう。

いまでも日本の飢餓を防ごうと米国民が自分の食糧を大量に日本に放出している。ゼネストに関係している人たちは、日本国民の中のわずかな一部にすぎない。しかしその少数のグループがつい最近日本を戦争に投げこんだ少数グループと同様、またもや日本の大衆を破局に投込もうとしている——日本国民は一般労働者も含めて私の氣持を理解してくれた。ゼネストの試みはついにくずれ去つた」と。

こうして食糧危機は次第に緩和され、遂に昭和二十七年六月一日を期してパン類の自由販売が實現することになった。

第二節 日本側からみた食糧地獄年譜

視野をかえて日本人の側からみた食糧地獄の様相を示せば次の年譜記載の通りであつて、食糧事情がおおむね旧に復し、米をのこして他の食糧の統制がすべて撤廃されたのは昭和二十七年六月一日であつた。待望久しかりしパンの自由販売が實現したのもこの日だったのである。

戦後統制時代の食糧年譜

昭和二〇年（終戦後）年譜

年	月	日	事	項
昭和二〇	七	一五	天皇「終戦の大詔」の玉音放送	
	一七		農商務省廃止、農林省復活	
	二〇		灯火管制解除	
	三〇		マツカーサー元帥厚木進駐	
	三一		小麦粉の業務用配給停止	
	九	一	ミズリー号艦上で降伏文書調印	
	二		G・H・Q設置	
	八		連合軍東京進駐	
	一〇		マ元帥日本管理方針声明	
	一一		東条英機自殺未遂	
	一八		魚類、野菜類統制の撤廃	
	二二		食糧確保緊急措置を閣議決定	
	二七		米政府対日方針を発表	
	一〇	一一	天皇マ元帥を訪問	
	一三		G H Q 労組結成奨励の方針発表	
	二六		綜合配給所の店頭渡を廃止、隣組一括持込配給方式採用	
	一〇	二八	政府食糧二五〇万屯輸入をG H Qに懇請	
	一一		農林省「粉食奨励要項」を決定	
	二一		一人一日平均二合一勺平均配給給統行	
	二〇		餓死対策国民大会開催	
			生鮮食料品統制の撤廃	

二四	G H Q 食料、棉花、石油、塩の輸入許可発表
一一	製粉工業の操業再開
一一、一六	近衛元首相自殺
二二	労働組合法公布（翌年三月一日実施）
二七	食糧事情悪化し遅配はじまる
	（世相）労組の続出、魚介野菜の自由販売、二合五勺から二合一勺へ、外食券制度、雑炊食堂、買出しヤミ市、洋モク、バクダン
	（業界関係）自家製塩、パン指定工場再建の優先許可全粒粉、黒いパン、コンミール、マツカーサー土産、トランス、再建第一号、コカコーラを飲んで白いパンをおごる兵隊

昭和二十一年々譜

年次	月日	事項
昭和二十二年	一、一八	生鮮食料品再統制方策発表
	一、二二	大都市への転入禁止
	一、二六	比島より小麦一千屯到着
	二、九	主食管理に強権発動
	二、一〇	G H Q に食糧三〇〇万屯輸入懇請
	二、一一	輸入食糧の初放出（小麦粉三〇〇万封度）東京ではコッペに加工、二三日より配給
	二、一一	関東食糧民主協議会結成
	二、一七	預貯会の封鎖、新円旧円の交換開始（二五日より）
	二、一七	食糧緊急措置令公布

二、二七	食糧対策審議会設置
三、一	労働組合法施行
三	物価統制令公布
三	新円生活はじまる
三	企業許可令改正（指定事業縮小）
九	都会地転入抑制令公布
二四	初の輸入米七千屯横浜へ到着
	船舶食品創立
	砂糖配給公団設立
	主食の全国的遅配始まる
	料飲店の主食扱い厳禁
	食糧不安深刻となり各所に配給強要集団督促事件頻発（東京）
三、二五	北海道に第一回輸入食糧放出
五、一	メーデー復活（参加五〇万人）
六	米麦等の移動限規則公布
一一	世田谷区民の一部皇居へ食糧デモ
一四	主要都市転入制限九月末日まで延長
一九	食糧メーデー二五万人、代表皇居と首相官邸へ押掛ける「ブラカード事件おこる」
一九	G H Q 無秩序デモへ警告
一九	京浜地区へ輸入食糧第一回放出許可
二四	天皇の食糧危機克服に関するラジオ放送
三〇	食糧の入荷激減、保有量〇・六日分
五	フーバー食糧特使食糧輸入の必要性強調

五	初の砂糖下げ（以後続く）
六、一二	主食休暇制度を設ける
一三	政府食糧非常時宣言を発表
一三	高級料理飲食店の閉鎖断行
一二	運配二三・八日分となる
六	米・濠産缶詰放出開始
六	食糧危機で学校の授業困難となる
六	中央食糧営団解散のため大・中型で製粉協会、小型で全国製粉組合連合会、高速度製粉で中央粉食協会を設立
七、一五	食糧逼迫して小刻み配給となる
一六	輸入食糧放出に衆議院感謝決議
一八	野菜、果物の新公定価格決定
一二	官庁の半ドン復活
七	食糧公団発足、官選役員退陣
八、六	G H Q 全統制会に解散命令
一二	安本及び物価庁発足
八	明治油脂マーガリン生産開始
八	輸入食糧の総合配給開始
八	ヤミ市場の統制品取締り強化
八	米の入荷減少遂に手持ゼロ（東京）
九、一	企業許可令廃止
一〇、一五	東京中野に小麦粉集団中毒事件
一二	食糧休暇制度廃止
一二	新米価、主食増配（二・一合から二・五合へ）

一〇	ララ救援動員到着
三〇	主食運配棚上げ決定
一一、一	電力使用制限逐次強化
三	新憲法公布
七	中央食糧営団解散
一七	電力更に大幅制限
一一、三〇	統制組合廃止商工協同組合法公布
一一	大日本製糖イースト生産開始
一二	初の砂糖輸入（五、一七八屯）
一七	生活権確保内閣打倒国民大会
	鐘淵化学、日糖、中越酵母相次いでイースト生産開始
	輸入食糧緊急加工の要請で製粉能力忽ち戦前の二倍半となり、工場数も三千五百となる。
	社団法人パン食普及協会誕生
	企業許可令廃止で委託製パン開始

（世相）プラカード事件（豚はたらふくつてゐる汝人民餓えて死ぬ） 新円生活、たけのこ生活、食糧地獄、銀メシ、栄養失調、かすとり、やみ成金、かつぎ屋、ゴツコウ、「アツそう」メチール、豆コーヒー

（業界関係）パン統、余剰パン、横流し、百世橋、人工甘味、アウトサイダー、全バン会議、甘いコッペパン、物々交換、テクシー役人（営団関係役職員の呼称）企業体、パンの試験焼き、供出数量、岩塩、指定工場経済警察、麻袋の砂糖、イーストの闇、新円天国

昭和二十二年々譜

年次	月日	事項
昭和二十二年	一	進駐軍小麦粉の放出開始
	一	学校給食はじまる
	一、三一	マ司令部官公庁ゼネストに中止命令
	二	綜合配給パン委託加工場の指定
		主食全国的遅配の発端
	二、七	マ司令部前年度食糧危機の報告公表
	二、一三	バターソン米陸軍長官日独へ最低食保証を言明
	二、一五	米国食糧使節団声明発表
	二、二六	六・三制実施
	二、二八	都市転入制限延長
	三	パン統制組合の工業協同組合への改組はじまる
	三、一一	供米にはじめて強権発動
	四	製粉協会廃止、製粉工業協同組合発足
	四、七	労働基準法公布（九月一日施行）
	四、一四	独占禁止法公布（七月二〇日施行）
	五、三	主権在民の新憲法公布
	五	国立栄養研究所設置
	一九	供米一〇〇％突破
	六、一	主食の戸別持込配給復活
	六	小麦輸入協会解散
	七	新物価体系の発表（基礎物資の昭和六年価格の六五倍）

七	料理飲食店の一斉休業
七	輸入食糧の大量放出
七	パンの切符制配給開始、委託パン工場指定
七、八	食糧緊急対策本部発足
七、二七	遅配全国平均二四・一日分、北海道は九〇日となる
八、二〇	九・十月分として輸入食糧六〇万屯放出され計画遅配解消
九	全国菓子協新設
九、一	パンの自由登録制実施
九、一	労働省発足
一〇	日本砂糖配株式に改組
一一、一	山口判事ヤミを拒否して餓死
一一、一	食糧配給公団設立
一一、二	輸入食糧協議会の設置
一二、二	綜合配給パン生産計画成る
一二	砂糖の輸入激増（主食代替一般配給開始）
	乾パン協会設立
	牛乳及び乳製品配給規則公布
	電力事情更に悪化
	委託製パン工業協同組合統出
	全国ジャム工業協組設立（旧業者）
	日本ジャム工業協組連設立（新業者）
	ジャム工業協議会設立（新旧）
	ハリマ、北陸、サクライースト相次いで開業
	三興化学、鐘淵化学相次いでマーガリン生産開始

製パン機械メーカー統出 日本パン科学研究所誕生 東パンで各社マーガリンの品質検査、選択指定使用 方式を採る
--

昭和二三年年々譜

年次	月日	事	項
昭和二十三年	一、二	極東委員会对日食糧供給を最低限度にとどめるよう指令する	
	一、一	都会地転入抑制法施行(二四・一・一解除)	
	二、二	食糧配給営団の閉鎖機関指定	
	二、二	食糧配給公団新発足し、小麦粉、パン、メンは公団扱いとなる	
	三	山崎パン創立	
	四	米国の対日政策に変化の兆みえる	
	五、五	料飲店休業一年延長	
	五、二〇	イースト協議会設立	
	五	外米四万屯初輸入	
	五	文部省ララから学童給食用小麦一、一一六屯を贈られたと発表	
	六	製菓業者に国産糖初割当	
	七	エロア資金による米国余剰農産物の流入はじまる	
	七	乾パン協会全国ビス協と改称	
	八、一	中小企業庁発足	
	八	日本人造バター工業クラブ設立	

九 九、一五 一、一	取引高税実施(昭二五、一廃止) 主婦連合会結成 主食増配(二合七勺となる) 菓子の新規格新価格決定 小麦政府の直接委託加工制となる 新居浜、コトブキ、ワカモト、日本酵素相次いでイーストの生産開始 タカ食品、六甲バター相次いでマーガリンの生産開始 第一屋製パン創立
------------------	--

昭和二四年年譜

年次	月日	事	項
昭和二十四年	一、一	都会地転入抑制解除	
	四	蔬菜等の統制大部分撤廃	
	四	一ドル三六〇円の単一カワセレート決定	
	四、二二	全国パン協議会設立(会長小山貞雄)	
	五	日本パン技術指導所誕生(大阪北蒲江)	
	五	料理飲食店再開	
	五	砂糖卸小売登録制替実施	
	六	農林省に食糧庁新設	
	六	中小企業等協同組合法施行	
	六、九	配給パン工場の採点式指定制実施	
	七	菓子統制撤廃期成同盟成立	
	八	ジャム自由販売となる	
	八、二九	いも類の自由販売	

九	第一回米価審議会の開催
九、二〇	政府国際小麦協定に参加
二	水飴、葡萄糖統制の撤廃と飴菓子 の自由販売
二二	愛知県パン会館の発足
	月島食品、日新化工、太陽油脂、マーガリンの生産開始

昭和二五年年譜

年	月 日	事 項
昭和二五年	一、一	千円札発行
	二、一	東京で露店整理はじまる
	三、四	主食などの民間輸入実施
	三	米、麦、雑穀だけで二合五勺確保
	四	業務用砂糖の配給開始
	四、一	タバコ自由販売となる
	五、八	閣議で麦類の自由販売方針決定
	六、二五	朝鮮戦争勃発
	七、一七	軍需株ブームおこる
	七	国際小麦協定実施
	七	八大都市で学童給食パン制実施
	八	日粉の横浜及び名古屋工場復旧
	九、三	菓子類の価格統制撤廃
	九	ジェーン台風
	一〇、九	花王石鹼マーガリン生産開始
		食糧配給公団廃止方針発表

一〇	日本ジャム工業会設立
一〇	マーガリン自由販売
一〇	菓子自由販売
一一	東京でパン類のフリークーパーン制実施
一一、一	イーストの統制撤廃
	愛知パン協ユニオン商事創立
	魚、衣料品自由販売
	朝鮮動乱ブーム、持株景気、特需景気、社用族

(註) この時代から全国パン協議会によって代表される全パン連の運動も、新時代の脚光をあびて本格的軌道に乗り、箱根塔ノ沢環翠楼、熱海伊豆山相模屋等で、常時恒例的に全パン連会議を開催し、盛況を極めることまさに天下の壮観、業界紙関係の表現をもつてすると「全国の精鋭を巡りすぐつての雄弁大会」と激称せしめるほど、活気横溢した場面を展開、一般から羨望視されるパン業者間の、我が世の春を謳歌する姿を白日の下に露呈してありあまるものがあつた。

とまれ、そうした余勢は連鎖反応的に地方業界にも鋭く滲透し、業界名物となつた「全パンブロック会議」も、各府県別輪番制で催され、中央団体の政治活動を側面からかりたてる援護的役割を果たすように制度化されるに至つた。この時代からパン業界の政治性云々問題で、一般から相当たくく評価された所以も根本は全パン連なる旗の下に結集した全国一本建ての水も洩らさぬ体制の確立という点にあつたことは誰れもが無条件で認めるところで、戦後のパン業界再建作を短期間にやつて抜けた鍵も又このあたりにあつたとみられるのである。

昭和二六年年譜

年 次	月 日	事 項
昭和二六年	一	パン類フリークーパーン制全国で実施
	一、一六	民営米屋の登録(四月一日実施)
	二、一	パン類製造業者の登録

年次	月日	事	項
昭和二十七年	二、二二	学給パン全市制施行地域に拡大 雑穀統制解除	
	三	小麦粉卸売業者の登録	
	三	食糧配給公団廃止	
	三	油糧及び砂糖配給公団廃止	
	四	小豆統制の解除（アンプンの復活）	
	四、一一	マツカーサー元帥罷免	
	五、九	全国パン類粉卸協組連創立	
	六	国際小麦協定への参加決定	
	六、二二	日本ILOに加盟	
	六	日粉東京工場復旧	
	七	フアシー式製パン法普及のはじめ	
	七	朝鮮休戦予備会談開始	
	九、八	対日講和条約調印	
	一〇、二〇	吉田首相主食の統廃断行を指示	
	一〇、二八	GHQ米の統廃反対を声明	
	一一、三	国連食糧農業機構日本加入を承認 白景気、糸へん景気、五百円札	

昭和二十七年年譜

年次	月日	事	項
昭和二十七年	一、五	農林省食糧政策基本方針決定	
	一、二五	全国学校給食促進協議会第四回全国大会（東京） 五〇〇名）完全給食要求デモ	
	三、七	農林省「食糧増産五カ年計画」発表	

三、二四	電力料金三割二分値上げ発表
四、一	砂糖の自由販売
四、二六	公益委電力料金二割八分引上決定
五、八	麦類統制解除発表
六、一	麦類とその加工品の自由販売実施

第三節 食糧事情の好転経過

以上が終戦から麦類自由販売に至るまでの、食糧事情の推移を示す年譜であるが、この中から食糧事情がどのように悪化し、それがどのように好転していったかを示すデータを抽出すると、あらまし次の通りである。

食糧事情の概観

年次	月日	事	項
昭和二十一年	八、一七	全軍に戦斗停止命令（米収量五八七万屯、日露戦役当時の収量）	
	八、二八	占領軍第一陣の上陸	
	九、二	GHQ設置	
	九、一八	魚類及び野菜類の統制解除	
	一〇、二四	魚類及び野菜類の再統制	
	一〇、二六	食糧二五〇万屯の輸入の懇請（未曾有の大作）	
	一一、二七	主食二合一勺の配給困難で遅配はじまる	
昭和二十二年	二、一〇	食糧三〇〇万屯の輸入懇請（米収量九二〇万屯）	
	二、一一	GHQ輸入食糧初放出	
	三	主食の全国的遅配めだつ	
	三、二二	東京各地に配給強要事件続発（暴発寸前）	

三、二五	遅配著しい北海道に第一回輸入食糧放出
五、一一	世田谷区民食糧デモで皇居に押し入る（民心動揺）
五、一九	食糧メーデー参加者二五万人（プラカード事件おこる）（民心動揺）
〃	G H Q 無秩序デモへ警告（暴動警戒措置）
〃	京浜地区へ輸入食糧の第一回放出
二四	天皇食糧危機克服のラジオ放送（民心動揺のため）
三〇	入荷激減し東京の保有量〇、六日分となる
五	初の輸入砂糖払下げ
六	食糧危機で学校の授業困難に陥る
六、一二	主食休暇を認める（買い出しの公認）
二二	全国平均遅配二三、八日分に達する
七、一五	食糧事情逼迫のため小刻み配給となる（瑞境期）
八	東京への入荷減少、手持食糧遂にゼロとなる
八	輸入食糧の総合配給開始
一〇、一五	主食休暇制廃止（買い出し非公認）
一〇、三〇	遅配主食の棚上げ決定
一一	主食二合一勺から二合五勺配給へ
一二、一	学校給食開始
二	進駐軍小麦粉の放出開始（米収量八七九万屯）
六、一	主食のち配はじまる
七	主食の隣組一括配給廃止、戸別持込配給開始
七	輸入食糧の大量放出はじまる（好転の兆）
七	パン類のキップ制配給開始
七、二七	遅配二四日、北海道は九〇日突破

八、二〇	占領軍から九・一〇月分として六〇万屯放出され遅配一挙に解消（好転の兆）
九、一	パンの自由登録制実施
一一、一	山口判事ヤミを拒否して餓死
一二、一二	砂糖の一般配開始
四	米国の対日政策に変化の兆みえる（米収量九九六万屯）
二、一	主食二合五勺から二合七勺へ増配（好転めだつ）
四、一	蔬菜類の統制撤廃（米収量九三八万屯）
八	ジャム自由販売
一一、一	水飴、ブドウ糖自由販売
三	イモ類自由販売（米収量九六五万屯）
四、一	業務用砂糖の配給開始
四、一	タバコ自由販売
五、八	閣議で麦類統制撤廃方針を決定
六、二五	朝鮮戦争勃発
七	八大都市学給パン開始（好転めだつ）
八	菓子類自由販売
九、二〇	魚類及び衣料品自由販売
一〇	マーガリン自由販売
一一、一	イースト自由販売
二	東京でパンのフリー・クーポン制実施
一、一六	民営米屋の自由登録（四月一日実施）（米収量九〇四万屯）
二	小麦粉卸の自由登録（四月一日実施）

二、二三	雜穀類自由販売でジャムパン・アンパン復活
二	学給パン全国市制施行地域で実施
四	小豆自由販売
四	砂糖自由販売（米収量九二万屯）
六、一	麦類自由販売でパンも自由販売となる
昭和二七年	

以上の通りで食糧事情が最悪の状態に陥つたのは終戦直前の昭和二〇年五月から昭和二十一年の十一月へかけてであつた。

この点は昭和二〇年七月一日から主食の一人当り配給量が二合一勺におとされ、その減配が二十一年十月までつづいたこと、それも遅配または欠配つづきであつたことからみてあきらかである。

二十一年一月から主食配給基準量は二合五勺となり、二十三年一月からそれが二合七勺になつた。これは食糧事情の好転を示す事実であるが、このような食糧事情の好転に大きく役立つたのが輸入食糧、特に輸入小麦であつたことはいまさらいうまでもなからう。

第四節 食糧危機の原因と実相

次に敗戦後の緊迫した食糧事情についてみてみよう。当時の事情は後年「食糧地獄」ということばで表現されるようになったが、このような食糧地獄を招来するに至つた直接の最大原因はいうまでもなく昭和二十年の大凶作であつた。

農林省発表の数字によると、昭和二十年の米の収穫高は五八七万二千屯となつてゐるが、当時の平年作は大体八五〇〇九〇〇万屯というところであつたから、これはおどろくべき大凶作である。開戦頭初の昭和十七年の作柄が一、〇三四万屯であり、昭和二十三年のそれが九九六万屯であつたことからするとまづたく信じ難いような数字であるが、これは疑いもなく事実だつたのである。

問題はこのような大凶作の原因如何であるが、第一は稲の発育期に低温

と日照不足がかさなつたことである。これは北日本の凶作の直接原因であつたが、西日本にはそのような天候異変の現象はなかつた。しかしその代り西日本は九月十七、八日の台風によつて甚大な被害をこうむつたのである。こうして惨憺たる凶作となつたのであるが、しかし原因は決してそうした自然的条件だけではなかつた。なぜならば戦争の激化と共に稲作面積の減少、農業労働力の不足、肥料の欠乏、農薬の欠乏などが重なつていたからである。

そんなわけで政府はこの凶作に対して為すところを知らず、とりあえず昭和二十年十月二十六日GHQに対して二五〇万屯の食糧輸入方を懇請したのであるが、しかしGHQはこれに耳を傾けなかつた。それは当時の占領軍が日本を懲罰するという戦略に立つていたからで、翌年の瑞境期までには一千万人の餓死者が出るだろうといわれたのはこのときである。

しかし実際は必ずしも懲罰主義だけが食糧輸入の隘路ではなかつた。なぜならばこの年はヨーロッパにおいても小麦の作柄が不良であつたし、極東の米倉といわれたビルマ、泰、仏印等も不作で輸出余力などなかつたからである。そのために戦勝国の中国や印度においても飢饉に瀕する地方が続出したといわれている。また、且つては日本の殖民地であつた朝鮮、台湾からはもはや一粒の食糧を確保することもできない。

このように内外の状況は、どこからみても暗くて心細いものであつた。東京都食糧営団史はこの点に次の通り言及している。

「占領軍司令部は財閥解体をはじめ種々の指令を発し我々経済構造の根本的改革に着手した。人々はようやくして多難な行手を感じた。しかもそのころ折から訪れた新穀期は稀有の凶作となつて現れたのである。疲弊しきつた経済力の再建策を講ずるまゝに、まず如何にして生きるかを考えねばならなかつた。竹槍で本土を防衛すべく強いられ、誰もが死を予想したのは僅か一〜二カ月まえのことであつたが、敗戦という償い得ぬ犠牲によつて僅かに死を免れただけに、人々はいまや自己の生命に強い執着をかんじた。従つて食糧の確保はまず関心のまゝとなり、すべてがこれを中心

としてうごいたのである。都市から周辺農村への買出しは輸送難を更に一段と激化し殺伐な交通地獄を呈した。加うるに(略)主食のヤミ値は高騰した。しかしこれに対し政府諸官庁は無力であつた。(略)警察力を失つた官僚は積極的な対策をさけ、却つて責任回避の「事勿れ主義」をとつた。十一月下旬の生鮮食糧品に対する統制撤廃の如きはその好例である。その結果として物価はいちじるしくその上げ足を早めた。それでもまだ食糧不足は輸入によつて賄い得るという希望も強かつた。しかしそれも国内諸施策が実行され、国民全体の誠意が立証されることが前提であるという占領軍当局の意向が明らかとなるに及んで、国民は今更の如く主権喪失の意味を知り、自主的な輸入を行ない得ぬ自己の姿を顧みたのである。

翌年の瑞境期はどうなるか、否そのまゝに如何にしてこの冬を越すべきかが真剣に憂慮された。栄養失調、燃料不足、電力不足等々耳にすることばかりにする記事の一つ一つが不安をかきたてるものばかりであつた。一千万人の餓死者が出るという噂を誰も否定することはできなかった」と。

政府がGHQに対し正式に三百万屯の食糧輸入を申請したのは二十年十一月八日であつたが、これをGHQがどのように処理したかは不明のまま推移した。ところが翌二十一年二月十一日にGHQから芝浦在庫の小麦粉二百萬ポンドを日本側に引渡す旨の指令が出た。正に早天の慈雨であつたが、これは早速まつ白なコッペパンに加工されて、都民一人当り二個ずつ配給された。これがキツカケとなつて、やがて終戦後のパン食はんらん時代がきたのであるが、営団史はこの点に次の通り言及している。

「ついで三月十九日総司令部の好意により第二回分として小麦粉五四六萬ポンドの緊急払下げが行なわれた。まさに早天の慈雨である。さらに四月二十四日には第三回分、五月二十日には第四回分が放出され、食糧不安におののく都民に安心感を与えた」と。

しかしこんなことで食糧危機が解消されるわけのものではない。従つて瑞境期の切迫と共に民心の動揺は刻々はげしくなつていつた。そうした民心の動揺が頂点に達したのは五月十九日の食糧メーデーであつたが、その

前後の事情を再び食糧営団史から引用すると、あらまし次の通りである。

「罹災をせずに衣類をもつものはまだしも、大多数の都民は罹災民であつた。これらの人々は配給即ち一定量の食糧を公定価格で入手するほかに生活の途がつかぬ人々である。遅配の進行は当然これらの人々を集団行動に駆り立てざるを得ない。集団督促から配給強要への傾向は漸次一般化しさらに町民大会、区民大会等の「米よこせ」運動が続発した。(略)就中世田谷の如く赤旗を先頭に皇居へデモ行進を行つた集団と各町会長以下「お詫び言上」に参上した人たちが互に町民の総意を主張し合つた一幕は当時の世相をよく現わした事件である。これら一連の運動が五月中旬になつて特に激化したのは、ち配進行の結果たること申すまでもないが、十一日神楽坂署管内におきた配給米横取り(前借り)事件を動機に「やらねば損だ」という空気が都民の一部に醸成された結果といわれている。このようにして「米よこせ運動」は頻発し、その規模も大となるにつれ、漸次暴動化する兆さえ示すに至つた。その主なる大会だけでも十六日には約九ヶ所、十七日には十三ヶ所をかぞえ、遂に十九日には従来の全運動を結集した食糧メーデーとして飯米獲得人民大会が挙行されることになり、折から斗争中の国鉄労組も合流して当日の参加者に対する無料輸送を声明し、帝都は異常な緊張に包まれたのである。

ち配の進行につれて不穏化しつゝあつた大衆運動は遂に占領軍の干渉するところとなつた。十八日夜米軍第三輸送司令官は公益事業の争議行為の将来に重要な示唆を与えた七項目の声明を發し、国鉄労組の無賃サービスを禁止した。ついで十九日の食糧メーデーが終会にあたつて秩序をみだし首相官邸での徹夜デモなどとなつて不穏化したとき、マ元帥は暴民デモ許さずとの声明を發した。かくして飯米デモも解散せざるを得なくなつたのである。かくてこの種の運動はかげをひそめ、半無政府状態は終つた。

(略)もちろんその後とても食糧デモは続けられた。ち配が深刻化したのはその後のことである」と。

五月十一日の世田谷区民食糧デモは、皇居に侵入して天皇家の米櫃をさ

がしまわつた。また同月十九日の食糧メーデーには「朕はたらふく食つてゐる。汝人民餓えて死ね」と大書したプラカードがかつぎだされた。

これは共產党を先頭とする天皇制打破勢力が、民心を天皇制打破に盛り上げるために行つた一つの戦術であつたが、事件を憂慮した天皇が食糧危機克服のために、自らマイクの前に立つて人民への呼びかけをなされたのは五月の二十四日であつた。しかしそれでも事態は好転せず、瑞境期の八月になると食糧営団の手持食糧は遂にゼロとなつた。

だが万事休すといへたときに、GHQの輸入食糧の放出がやや軌道にのつてきた。こうして「一千万人餓死」という最悪の危機は回避されたのである。そして輸入食糧を主とする有史以来未曾有の粉食時代となり、パン食の黄金時代が到来したのであるが、こうして最悪の危機をのりこえた日本の食糧事情が次第に好転して遂に麦類の統制が撤廃されたのは昭和二十七年の六月一日であつた。

第五節 麦類統制の撤廃成る

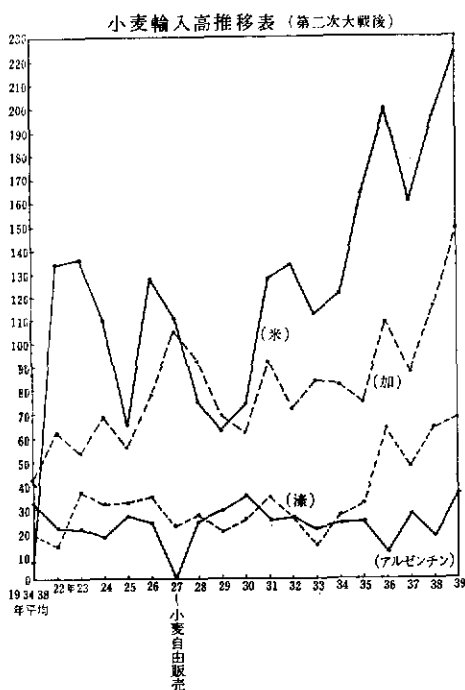
戦後の食糧事情がどのように好転していったかは、前掲の年譜のぬきがき記載の通りであるが、ここで改めてこの点を概観するとあらまし次の通りである。

食糧事情が窮迫して主食の一割減配がきまり、一人一日二合一勺配給になつたのは、終戦直前の昭和二十年七月十一日であつたが、戦後はその基準量も維持困難になり、遅配また遅配の連続であり、あぐくの果にそのち配は棚上げされてしまつた。山口判事がヤミを拒否して遂に餓死したのは昭和二十二年の十一月一日であつたが、これは配給でもつて生きていけなかつたことの生きた証拠である。そんなわけで主食のヤミ値は天井知らずの上昇につぐ上昇の連続であつたが、こうした食糧地獄に好転のきざしが見えたのは昭和二十二年の八月中旬であつた。当時のち配は全国平均二四・一分分で、食糧自給率の低い北海道のち配は実に九〇日分突破という惨状であつたが、八月二十日には占領軍から一挙に六〇万屯の輸入食糧が放

出され、これによつてち配が解消したからである。

こうして最悪段階を突破して以来食糧事情は次第に明るさをとりもどしていった。それは昭和二十三年の秋になるとそれまで二合五勺だつた配給基準量が二合七勺に引上げられたことによつてあきらかであるが、翌二十四年の春には野菜が自由販売になり、二十五年の春には豆類が自由販売になり、二十六年の春になると雑穀が自由販売となり、二十七年の六月一日を期して遂に大麦、小麦とその二次加工品の自由販売が実現したからである。なお学童給食パン制度が八大都市に採用されたのは昭和二十五年の七月であり、その制度の適用地域が全国の市制施行地域に拡大されたのは二十六年の二月であつたが、これらの原因が食糧事情の好転にあることは改めていうまでもない。

したがつて問題は其原因如何にあるが、その主なる原因が米麦の増産と輸入食糧の増加にあることは次表記載の通りである。



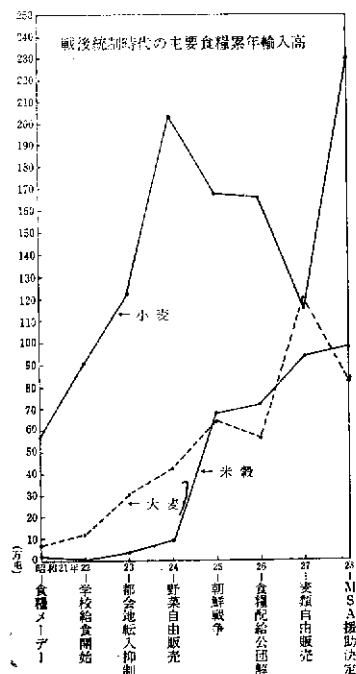
戦後の穀類収穫高推移表

年次別	米	穀	大麦	裸麦	小麦	合計
昭和十七年	六六、七七五	六、七四五	六、二四一	一一〇、一四〇	九〇、二五八	
一八	六二、八八七	五、二六六	五、二八〇	七、九九〇	八一、四二三	
一九	五八、五五八	七、一八一	六、五七二	一一、一一一	八一、四〇七	
二〇	三九、一四九	四、九三二	五、一九二	六、八八一	五六、一五四	
二一	六一、三八六	四、八三三	三、二四九	四、四九六	七二、九八四	
二二	五八、六五二	四、七三三	四、六二八	五、六〇〇	七三、五八六	
二三	六六、四三九	七、七七〇	五、〇一〇	八、八一七	九〇、〇三六	
二四	六二、五五三	八、七七五	五、〇四四	九、五二八	八八、三五九	
二五	六四、三三八	九、二四六	七、六六四	九、七七七	九〇、〇二五	
二六	六〇、二七七	九、七二六	七、〇〇七	一〇、八八五	八八、八九五	
二七	六六、一五二	九、九一二	七、七八四	一一、二三一	九五、〇七九	
二八	五四、九三二	一〇、一〇三	七、一五〇	一〇、〇三八	八二、二一四	

主要食糧輸入実績

年次別	米	小	大	計
昭和二年	一五、一五〇	五八一	七二	六六八
二三	四二	九一〇	一二七	一、〇四〇
二四	八八	一、二三五	三二七	一、五九四
二五	六八二	一、〇四〇	四三六	二、五六四
二六	七三二	一、六七三	六五四	二、三三三
二七	九四四	一、六五六	五七七	二、九五五
二八	九八六	一、一六一	一、二〇四	三、三〇九
二九	一、六三〇	二、三〇五	八三四	四、一二五
		二、二五二	八九二	四、七七四

これで見てもよくわかるように、終戦の年（昭和二〇年）の穀類総生産高は米穀換算五千六百万石であつた。これは昭和十七年の実績の六二％に



すぎない。

これが昭和十七年の水準まで回復したのは昭和三年であつたが、この空白を埋めさらにその後の主食絶対量の不足を補つたものは輸入食糧であつた。それは前掲数字が示す通りであるが、その輸入食糧の輸入の大部分は小麦であつた。麦類統廃時の昭和十七年までの輸入内訳をみると、小麦九百二十五万六千屯、大麦三百三十八万七千屯、米二百四十九万六千屯となつているからである。

ともあれこうしたことのために食糧の統制が次第に緩和され、その配給基準量が段階的に引上げられていつたのであるが、昭和十七年（一九五二）という時点で小麦及び小麦粉の統制が撤廃されたのはアメリカ小麦の大豊作という供給力の異常な増大があつたからである。

アメリカの統計をみると昭和二六年の小麦生産高二千六百八十七万五千屯が、翌二七年には三千五百三十五万一千屯にはね上つている。またカナダの場合をみると二六年の一千五百万屯が二七年には一千八百三十七万屯にふえている。前者は三二％の増産であり、後者は二三％の増産である。従つてこれだけの増産になれば、その処分が問題となる。日本の小麦及び小麦粉統制が昭和二十七年という時点ではづされたのは、アメリカの余剰農産物処分のためには、統制をはずす方がアメリカにとって有利だと

いう事情があつたからで、この点はやがて余剰農産物の処理が世界的大問題となつたことからもういかに理解することができよう。

第六節 パン食高度成長の実績

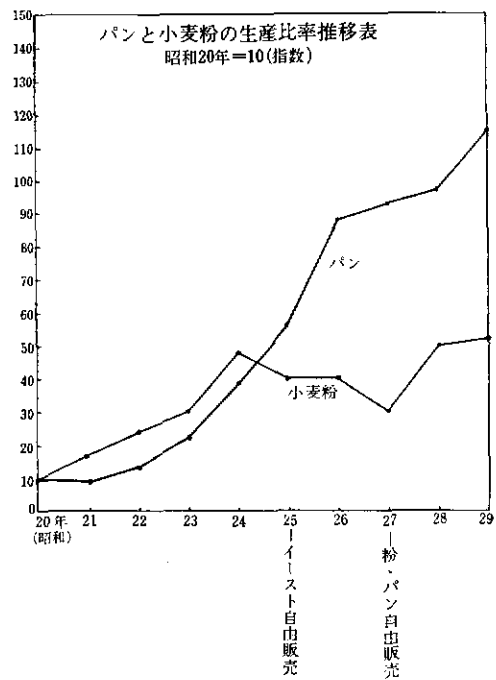
以上是一般食糧事情の推移に関する若干の分析であるが、終戦から自由販売に至るまでの生パン生産高の推移を示す指標は次表の通りであつて、何れもその生産が急上昇していったことを示すものであるが、しかしこれは決して真実を伝える数字ではない。なぜならば昭和二十一年から統制がはずされた二十七年六月までは、配給パンと消費者委託加工パンが併存していたが、ここに挙げられた製パン高は配給パンの数字だけだからである。

戦後統制期の製パン高指標

年次別	パン用小麦粉 (千袋)	イースト (万ポンド)	小麦輸入高 (千屯)	小麦粉生産高 (万袋)
昭和二〇年	二、二五〇	一、九六〇	一、五九四	一、九八九
二一	二、二五〇	一、九六〇	一、五九四	二、〇〇〇
二二	二、二五〇	一、九六〇	一、五九四	二、〇〇〇
二三	二、二五〇	一、九六〇	一、五九四	二、〇〇〇
二四	二、二五〇	一、九六〇	一、五九四	二、〇〇〇
二五	二、二五〇	一、九六〇	一、五九四	二、〇〇〇
二六	二、二五〇	一、九六〇	一、五九四	二、〇〇〇
二七	二、二五〇	一、九六〇	一、五九四	二、〇〇〇

(註) () 内は指数で初年度は一〇〇

これによるとこの八年間に小麦粉の挽砕高は三・三倍に伸び、小麦輸入高は二・七倍にのびている。これにたいして配給パン用小麦粉は一二・五倍に伸び、イーストは九・二倍に伸びている。



これは戦後急速に粉食の比重がたかまつたことと、生パンの伸びが最もいちぢるしかつたことを示すものであるが、イーストの統制撤廃は昭和二十五年十一月であり、小麦粉及びパンの統制撤廃は二十七年六月であつた。

第二章 戦後製パン業の推移

第一節 パンとその関連業界の変貌

これからパンのうごきに言及するが、そのまえに戦後のパンとその関連業界の変貌ぶりについてその大勢にまづ言及すると、あらまし次の通りである。

イ、食糧営団統制の推移

昭和十七年制定の食糧管理法によつて設立された中央及び地方食糧営団統制は戦後しばらくつづいたが、GHQの指令にもとづいてやがて中央食糧営団は解消され、地方食糧営団も昭和二十三年一月をもつて解消、翌二月から食糧配給公団がこれにかわつた。その食糧配給公団が解消して消費者自由登録制の民営米屋がこれにかわつたのは昭和二十六年三月であつたが、この民営米屋方式はいまもそのままつづいている。

ロ、統制組合方式の推移

戦時中に公布された企業許可令の大幅緩和が行われたのは昭和二十一年三月であり、その廃止が決定したのは同年九月であつた。その結果パン業界にも委託加工業という新しい業種が誕生したが、こうした自由企業の統出と併行して業界統制方式も次々に緩和の方向をたどつた。

戦時中に発足した業種別統制組合方式が商工協同組合方式にかわつたのは昭和二十一年の十一月であり、それが更に中小企業等協同組合方式にかわつたのは昭和二十六年六月であつた。こうした統制方式の変化と共に営団または公団の加工契約もかわつていつたが、それが委託加工方式であつたことに変りはない。しかし公団が解消してのちは買取販売方式になつた。

協同組合は統制組合ではないから、統制組合の解消と共にパンの協同組合も統出したが、それは最初旧実績業者と新興業者別の組合というかたち

をとるところが多かつた。ところが旧実績業者の中にも食パン卸と菓子パン業の区別があつたので、両者の利害は必ずしも一致せず東京などの大都市では旧食パン業者に別個の組合を設立するなどのうごきがみられた。

ハ、労働組合の統出

GHQが労働組合の結成を奨励する方針を発表したのは終戦間もない昭和二十〇年の十月十一日であつた。これはいうまでもなく占領軍の日本民主化方針の一つの現れであつたが、いま一つの秘められたねらいが、こうして労働条件をよくすることが低賃金を武器とした日本が輸出ダンピングをやるのを未前に防止するという点にあつたことも事実といつてよいであらう。

何れにしてもこの労組結成の方針は、昭和二十年十二月二十二日の労働組合法の公布となり、二十一年三月一日を期してこの労組法が施行される段取りとなつたのであるが、これによつてあらゆる産業分野に労働組合が統出することになつた。パン業界もその例外ではなかつたのであるが、終戦間もなく労働組合の結成をみたのは東京の木村屋総本店と小網商店製パン部及び名古屋の敷島パンの三社であつた。

ニ、電力統制の推移

電力の大幅使用制限が実施されたのは昭和二十一年の十一月であつたがそれは容易に緩和の方向へ向かわなかつた。そのために大小のパン業者は電力割当をとるために、たいへんな苦勞を余儀なくされることになつた。

ホ、学校給食の推移

アメリカの好意によつて贈られた脱脂粉乳によつて学童給食がはじまつたのは昭和二十二年の一月であつたが、文部省がララから学校給食用小麦粉一、一六屯を贈与されたと発表したのは二三年の五月であつた。それからミルク給食だけでなく、パン給食が部分的にとりあげられたが、八大都市でパンとミルクの完全給食がはじまつたのは翌二十五年の九月からであつた。そしてこの完全給食方式が全国の市制施行都市全部に及ぼされることになつたのは昭和二十六年の二月であつた。

へ、国際小麦協定の推移

国際小麦協定が発足したのは昭和二五年の七月であつたが、わが国のこの国際協定への参加が決定したのは二六年の六月であつた。はじめは高価な小麦を割安な価格で所望の国々へ割り当てるための協定であつたが、やがて余剰農産物が増加するにつれて協定価格よりも自由価格が割安だということになり、そこからいろんな問題が発生したが、我國の場合は廉価な協定小麦を高価に市販し、その差額でもつて再軍備を推進するという方針がとられた。

ト、配給パン方式の推移

配給パンの切符制配給方式が採用されたのは昭和二二年の七月であり、その自由登録制が採用されたのは同年九月であつた。そして翌々二十四年六月には配給パン工場の採点式指定制が実施された。配給パンのフリークポン制が実施されたのは二五年の十一月であり、小麦粉卸の自由登録制が実施されたのは二六年の三月であつた。

こうして二七年六月から小麦粉もパンも自由販売となつたのである。

チ、粉食政策の推移

敗戦によつて朝鮮、台湾という二大穀倉を失つた日本は、米食依存型から大きく脱却して、粉食依存度をたかめなければならなかつた。また絶対量の足りない食糧を補給するためには、未利用資源を粉末としてこれを小麦粉に混合して配給するという非常手段もとらねばならなかつた。

そうした必要にせまられた農林省が「粉食奨励要項」なるものを決定したのは昭和二〇年の十月二十八日であつたが、多くの大型製粉工場は空爆のために破壊されてその生産力が激減していた。そこで政府はその空白をいそいで埋めるために、中小型製粉や高速度製粉の設置を奨励した。

こうして戦後続出した中小型製粉や高速度製粉などで挽いた未利用資源がパン用粉に混合配給されることになつた。当時はパンの品質など問題ではなく、生か死が問題だつたから、そうしたパンであつても誰も文句は云わなかつた。

ことに問題は進駐軍放出の救済食糧で、その大部分は小麦その他の雑穀類であつたことは確かだが、その雑穀自体が当時々かれらのあまりものというもらいさげの悪評で鳴らしたように、その種類も種々雑多で、とくに製パン用資源として相当大量に放出されたコンミールのごとき、当時の製パン業者は誰れ一人としてこれを使った経験者はなく、そのため東京などの大都市では組合がそれ専門の研究機関を設け、この方面の知識に精通する阿久津正蔵氏等の指導で、アッシュ方式による利用法を幾度か試みたのだが、結果は失敗の連続でそれは到底食糧となるようなしるものはなかつた。

しかし、その実態はどうあれ食糧と名のつく資源は、食に飢えた当時の市民にとつて血の一滴にも匹敵する貴重品、まずくて食えないから駄目だといった調子で、他に流用するといった戦勝民族のような自由勝手な振る舞いは無論許されるものではない。それ自体放出食糧とはいへ、そこには与える者の権利で敵祖が鋭く光っている。まかりちがつて製パン利用は駄目だといった醜態振りをかれらのまえに露呈せんか、それこそコンミールが業者達の命とりとなつて肝心かなめの原麦放出までがストップを食う危険が多分にあつたからであつた。

それ故、雑穀類であれ、未利用資源であれ、製パン利用として放出された食糧資源は、絶対文句なしで使わざるをえない義務と責任が、その前提条件の形で業者間の製造業務を管轄する組合に負荷されていた。現状がしかりとあれば、嫌が応でもコンミールの製パン利用は絶対的のもので待つたなし。つまりそんなこんなで業者側は苦心惨憺、ようやく製パン化には成功したものの、その実態はバター、砂糖など味覚調整の贅沢な原料の使用など、夢にも考えられない現状のもとでは、製品的にも又推して知るべしでそれはまるでソ連かドイツの雑穀型黒パンをおもわせるようなポロポロしたレンガのようにかたい味もそつけないパンであつた。

だがそんな配給パンでも一般市民はそれを得ることによつて、飢えをしのご、命だけはどうかつなぐことができる。かつて食糧運配から路傍の

雑草や木の芽、その他ありとあらゆる未利用可食資源に糧を求めたひと頃の苦しみから比較すると、こんな形態のパンでも誰れもが文句をいうどころか、それこそかれらにとつてはまさしく山海の珍味に価するものであった。

このほかにもいろんな問題があるが、以上でもつて概観を終り、具体的に歴史の流れを追うこととする。

第二節 果報は寝て待てのパン業界

既に言及した通り終戦の年の米はまれにみる大凶作であつた。そしてその大凶作になやむ日本に君臨した占領軍は、これに対して何等有効な手を打とうとしなかつた。日本はアジア諸国を占領し、被占領国民からなきけ用捨なく食糧を徴発した。その日本の立場が逆転したいま、占領軍の情けにすぎるような態度をとつたとしても、それに素直に応ぜられるはずがないではないかというのが占領軍の肚の中だつたからである。

たしかにそれはその通りかも知れない。しかしこのまま行つたら餓死あるのみである。何が何でも生きて行くためには何とかしなくてはならない。そうした切迫した事情を背景として、農林省は昭和二〇年十月二八日「粉食原料集荷促進要綱」なるものを決定したが、これは未利用資源をかき集めてこれをパン用小麦粉の増量剤として利用するという内容のものであつた。

この集荷要項で決定した集荷対象は「甘藷の茎葉、桑の残葉、団栗、大根葉、蜜柑皮、澱粉粕、よもぎ、くず根、あらめ、かじき、くろめ、屑昆布、ほんだわら」などであつたが、二十一年四月からはこれに更に「南瓜茎葉、南瓜種子、馬鈴薯茎葉、わらび、ぜんまい」が追加された。

これはすべて当時の食糧危機が絶望的であつたことを示すものであるがその一例として食糧庁の調査を挙げると、昭和二〇年九月二一日東京で省線、私鉄その他の交通機関を利用して出勤する各駅からの買出人は概ね一万八千人に達し、さらに十月下旬ともなるとその数は実に十倍の十八万人

にふくれあがり、これら買出人のほとんど全部は甘藷目当ての買漁りで、一人平均の買出量は四メから六メ匁、その出勤範囲は千葉、神奈川、埼玉の三県にまたがり、これによつて買い出された甘藷の推定総量はおおむね四七万六千匁に達した。

しかもこれらの買出部隊とは別にいわゆるヤミを業とする専門のヤミ屋が横行し、関東近県はむろんのこと、遠く東北地方や信越方面まで遠征してありとあらゆる食糧を買い漁り、私設食糧営団の役割を果たしたのである。悲惨とも何ともいいようのない食糧地獄であつたが、こうまでして未利用資源を活用するといつても、進駐軍が小麦を放出してくれなければ、その増量用の粉末をつくつたところでどうにもなりはしない。ところが當時はまだ占領軍の食糧援助を期待し得るか否かさえも一切不明であつた。

とうとうしびれを切らした政府がおそろる緊迫した食糧事情緩和のためにGHQに対して二百五十万屯の食糧輸入方を懇請したのは終戦二ヶ月後の昭和二〇年十月二六日であつた。しかしこれはGHQの容れるところとならなかつた。そのために民心は次第に險惡となり、各所に配給強要事件がおこるようになったのは翌二一年の三月下旬以降であつたが、端境期の五月に入ると事態は一段と重大化した。

その結果が五月十一日の一部世田谷区民の皇居への食糧デモとなり、同月十九日の食糧メーデーとなつたのであるが、このメーデーでは例のプラカード事件がおこつた。

「朕はたらふくくつてゐる、汝人民餓えて死ぬ」というプラカードの字句が問題となつたのであるが、皇居への食糧デモといい、このプラカード事件といい、これらの底流に日本の天皇制を否定し、共和政体を樹立して共產革命を実現する願望が秘められていたことはその当否は別として疑うべからざる事実であつた。

ここまで来ると占領軍の内部意見も対立する。ソ連はこの種の革命を歓迎する立場にあるとしても、アメリカからみるとそれは民主化の行きすぎである。したがつてマツカーサーも事態をこれ以上傍観し得ない立場に迫

いこまれた。

こうして食糧バーデー当日のGHQの「暴民デモ許さず」の警告となつたのであるが、GHQはこの声明と共に京浜地方への第一回輸入食糧の放出を許可する旨を声明した。これは大衆運動の単なる禁止だけでは、事態の鎮静はできないとみてとつたからであるが、このマツカーサー英断によつて食糧地獄が一応その峠をこしたことは事実であつた。これをキツカケとして毎月輸入食糧の放出が行なわれるようになったからである。

第三節 製粉及製パン企業の復興

放出された輸入食糧は種々雑多なものであつたが、その大部分は小麦または小麦粉であつた。つまり製パン主原料だつたのであるが、食糧事情は底を衡しており、営団にはその手持が殆どない。したがつてそれを製粉し製パンして配給する余裕など皆無である。第一製粉、製パンするといつてもそれらの一次及び二次加工工場の多くは空爆によつて破壊されてしまつていたから、そんなことは全く出来ない相談であつた。

だから放出された小麦は、そのままのかたちで大部分配給にまわされるということになつた。こうして小麦の粒食ということを経験したのであるが、放出された小麦粉もその大部分は製パンしないで配給ルートにのせざるを得なかつた。それは空爆のために製パン工場の多くが焼失してしまつていたからで、まことにやむを得ないことであつたが、それでもこの小麦粉は焼けのこつた製パン工場にまわされてコッペパンに加工したものが配給されたのである。

こうなると焦眉の急務は製粉及び製パン工場の復興である。こうして大急ぎで一次及び二次加工工業の再建が行われることになつた。小型製粉や高速度製粉が雨後の筍の如く続出した所以であるが、統計をみると昭和二年末の製粉工場は実に三千五百を突破し、その生産力は戦前の二倍半にふくれ上つている。その多くは手つ取り早く出来上る小型製粉や高速度製粉であつたが、それは工場の質などをかれこれ問題にしていられるような

食糧事情でなかつたことを示すものである。

いうまでもなくこれらの製粉工場では輸入小麦の緊急加工と未利用資源の粉化がおこなわれた。そしてそれがパン工場にまわされることになつたのであるが、そのパン工場の昭和二年五月現在の復興状況をみると、あらまし次の通りであつた。

製パン工場再建状況（昭和二年五月現在—全パン協調）

一、工場現在数 八五六

二、企業体数 七八五

株式会社九七、有限会社二〇二、合資会社二三、個人企業四二〇、施設組合三二、合名会社五、食糧営団五、計七八五
（註）山梨、徳島、高知、福井、大分を除く。

三、従業員数 八、七二八名

男子 五、三二九名 女子 三、三五二名

四、生産設備 煉瓦または石窯七五四基、電熱窯九六七基、瓦斯窯四二二基、その他三三基

混合機 五六〇基

五、生産能力（一日一〇時間）

三万三千四百五十五袋

各府県別工場数及び生産能力

府県別	工場数	生産能力 (時間)	府県別	工場数	生産能力 (時間)
青森	一二	八五〇袋	茨城	五二	七三三
宮城	六	一五〇	千葉	一四	五二七
山形	五	一二五	神奈川	三八	一、九七八
福島	一七	二七八	長野	二六	一、〇四六
東京	一二二	一〇、五九九	新潟	二〇	五一五
群馬	三六	九四四	富山	七	三六五
栃木	四七	四五三	石川	二〇	四一九

愛知	岐重	三賀	滋賀	京都	奈良	和歌山	大阪	兵庫	岡山	広島
一七	三五	二〇	一六	二四	二〇	六三	一一	一七	二三	三〇
一、三九六	八九四	八一九	二九〇	九四八	四六三	一、二九九	一、四九五	八三二	六〇四	九三〇
山口	鳥取	島根	香川	鹿兒島	熊本	長崎	宮崎	佐賀	計	
一八	五	三三	二三	二九	二二	一九	一四	一五	八五六	
八〇〇	八五	二三九	二〇四	二五四	二二四	三九二	二三〇	三四八	三三、四五五	

なお、次に配給パン工場の戦後における累年復興状況とその生産能力及生産実績の推移を示せば次の通りである。

配給パン工場とその能力及実績推移表

年次別	工場数	年産能力	年間実績
昭和二〇年	四三〇	一、〇四四 ^百 七	三五、二〇〇 ^千 七
二一	八五六	二、〇〇七	五二、八〇〇
二二	二、〇五二	五、一一八	七四、八〇〇
二三	二、四二〇	六、五六七	一四六、八〇八
二四	三、〇三〇	七、七三四	二六二、一二二
二五	三、一八六	七、七七八	三四九、八二五

以上の通りであつて、昭和二一年現在の配給パン工場数は合計八五六工場、その日産能力（一〇時間稼働）は三三、四五五袋であつた。そしてこの昭和二一年の配給パンとしての加工高は二四〇万袋強（五万吨強）であつた。これはこの年の放出輸入小麦の十分の一強にあたる数字である。従つてのこりの十分の九の大部分は小麦または小麦粉のかたちで配給されたということになるが、そうした事情を背景として新しく登場したのが委託

製パン業であつた。

第四節 新旧業者の併存と対立

消費者にしてみれば、配給されるものが小麦であるよりも小麦粉である方がよいし、小麦粉よりもパンで配給される方がよい。また同じパンであっても、高歩留りの粉に未利用資源を混入して焼いたパンよりも、まっ白い粉で焼いたパンの方がのぞましい。それは玄米メシよりも銀メシが好まれるのと同じことであるが、はじめのうちはそんなせいたくは云つておれないから、配給された小麦はそのまま粉食し、小麦粉はこれをスキトンに調理してやるこんでたべたものである。

しかしすこし食糧事情がよくなつてくると、それでは我慢できなくなつた。あやしげなマジックイーストなどを買つてきて、家庭製パンなどをやつてみる家庭がふえてきたのもこれまた当然のなりゆきであつた。しかしそんなことで満足なパンが出来るわけではない。やはり餅は餅屋ということになるにきまつている。こうして家庭配給の粉を対象とした委託製パン業なるものが抬頭することになつたのであるが、しかしいくらパン屋であつてもイーストなしによいパンをつくるわけにはいかない。ところが当時イーストは統制であつて、それは配給パンに充分まわすほどの量すら生産されなかつた。

そうした状況を背景にして昭和二一年末誕生したのが社團法人パン食普及協会であつた。そのかげの中心人物は日本イースト株式会社社長の柴山久喜であつたが、表面上の理事長はページにかかつた旧内務官僚の宮崎という男であり、常務理事は安達巖、山本巖の両氏であつた。この会の使命は消費家庭のためにイーストを配給し、これによつて食生活を合理化するということであつたが、実際にここから消費者用として配給されるイーストの多くはドブロックの密造用として流れていつたらしい。そこでこの会はそれではこまるというので、こんでは消費者用と委託製パン用のイーストを配給、これによつて委託製パン業を育成することになつた。

こうして委託製パン用のイーストが、正規のルートによつて配給されることになったのであるが、企業許可令なるものが廃止されたのは昭和二十一年九月一日であつた。その結果誰でも委託製パン業をやつてよろしいということになり、それに必要なイーストの配給も一応実現の目途がついたのである。

その結果昭和二十二年早々に東京委託製パン協同組合なるものが誕生したが、統制組合法が廃止されてこれにかわるものとして商工協同組合法なるものが公布されたのは昭和二十一年十一月三十日であつた。

このように戦後の経済界には新興業者の抬頭に都合のよい条件があつたので、この組合員はみるみるふくれ上つて東京だけでも千五百人を突破するという盛況となつた。

ところがその組合員なるものの大部分は、戦時中の強制された企業合同のために事実上仕事をうしなつたものか、乃至は合同企業のメンバーだつたのである。それはこの委託パン協の理事長が企業体の一メンバーである斎藤寅一氏だつたことから察するに難くないが、強要されて出来た企業合同体は、こうしたことがキツカケとなつてたちまち崩壊して殆どその原型をとどめなくなつた。

また未利用資源の粉食化の仕事を担当している高速度製粉の関係者とかビスケット窯をもっている人々も、この委託製パン業なるものに魅力をもち、続々委託パン業者としての名のりをあげた。

こうしてあれよあれよといううちに、配給パン工場に数倍する委託パン業者なるものが、全国的に抬頭したのであるが、その中には大阪のように製パン実績を営団に売却した旧パン業者も含まれていた。

やがてこの委託パン業者の組合をまとめた全国団体が出現した。その会長は水川潔副会長は東京委託パン協の斎藤寅一氏であり、常務理事は同組合常務の安達巖氏とビスケット畑出身の匠修造氏であつたが、この団体のねらいは委託製パン用副資材の確保と、委託製パン工場指定制の実施と配給パン分野への割込みということであつた。これらの主張は間もなくすべ

て実現したが、それは時代が民主化時代だつたからであつて、新興業者に都合だつたからであり、それ以外の何ものでもなかつたといつていいであらう。それは同じような新旧業者の対立が製粉、油脂、イースト、ジャム業界などでもみられ、何れもパン業界と全く同じ方向をたどっていることによつて明かであるが、旧実業業者の団体にとつて、このような新興業者の抬頭がにがにがしいことだつたことはいうまでもない。従つて両者の攻防戦は感情的なものまでまじえて激化するばかりであつたが、それもパンの自由販売によつておしまひになつた。こうなると争うタネがないことになるからである。やがて両団体が合同して一本化したのは当然の帰結というべきであらう。

それはともかくとしてこの委託製パン業にとつて最大の支障となつたのは電力の消費規正が時と共に強化されたことであつた。そのためにこの業者は少しばかりの電力割当をとるために、関係官庁に足が棒になるほどお百度をふまなければならなかつた。しかし必要は創造の母とやらで、どうかこうにか電力割当てをとるものがふえていつた。そうなるとこんどはパン窯を確保しなくてはならない。戦後製パン機械メーカーが続出したのはこうした事情によるものである。

なおここで昭和二十四年現在の新旧業者数をみると次の通りである。

旧実業業者（全国パン協議会） 二、三七二工場
新興業者（全国パン工業会） 二、九四九工場
合計 五、三二一工場（内配給パン指定工場三、〇三〇工場、家庭委託

パン指定工場二、二九一工場）

前者は配給パン工場が主であり、後者は委託パン工場が主であつたが、業者数は後者の方が多くなつてゐる。なお、以上は組合員数であつて業者数ではない。従つて組合未加入の業者数を加算すると業者総数がこの三・四倍もあつたろうと推定されたものである。

第五節 パンのフリークーポン制の発足

これにたいして旧実業業者団体たる全パン連のうごきを見ると、これが創立されたのは前述の通り太平洋戦争の直前であつたが、その後の相次ぐ企業整備や空爆などによつて会員たる業者は激減し、さらに地方食糧営団の傘下に入つたなどの事情もあつて、終戦当時の全国団体は殆ど有名無実の存在にすぎなかつた。そのような全国団体をともかくまもりぬいたのはいまの全パン専務の井上栄太郎氏であつたが、その形骸化した全パンがいきを吹きかえたのは昭和二十一年の五月から進駐軍の小麦粉放出がはじまり、これをパンに加工して配給されることが緊急の命題となつたからであつた。

パンは地方食糧営団の委託加工である。しかしイーストの配給も不円滑であるし、砂糖や油脂に至つてはゼロ配給である。従つて副原料の確保は緊急の命題であつたが、すべては統制物資であつて思うようにならない。全パンがその割当獲得のための役割を担当することになつたのは当然の帰結であるが、まづ第一発のカンフル剤となつたのは、砂糖にかわるズルチン、サツカリンの割当であつた。やがてマーガリンや砂糖も割当てられることになつたが、これが半遊休状態にあつた全パン復興のキツカケとなつたことはいうまでもない。しかしこの全パンのうごきについては別に言及するので、ここではこれ以上言及しないで、戦後の配給パン統制の推移に目をむけてみよう。

それについてはまづ食糧営団統制から食糧配給公団統制への移行についてふれなくてはならないが、そのまえに中央食糧営団の変貌過程をみてみよう。

中央食糧営団の解散がきまつたのは昭和二十一年の十一月であつた。そして解散と同時にその業務は新設された「日本精麦統制組合」「製粉協会」「全国製粉組合連合会」「中央粉食協会」「全国乾麵協会」「全国乾パン統制組合」「全国食糧営団連合会」などに引き継がれたが、別に小麦輸入の再開を見越して小麦輸入協会なるものが新設された。

地方食糧営団の食糧配給公団への編成替もそうした新状勢の現れである

が、この新機構が地方食糧営団にかわつて発足したのは昭和二十三年二月二十四日であつた。

この新公団の機能のうちパンに関係ある部分を要約すると、あらまし以下の通りである。

一、主食の配給面では新規に政府機関として食糧配給公団を設立、地方食糧営団等はこれを解散する。

二、従来政府指導の下に行つてきた製粉、精麦等の加工業務及び輸入食糧の国内輸送業務は、これを政府が直接個々の業者に委託する。

三、主食のヤミ取引、横流しなどを防止し、配給の適正化をはかるために配給切符制度をさらに拡充すること。

この切符制度をまつ先にとりいれられたのはパン部門であつて、これが実施されたのは昭和二十二年の九月であつた。その成績がよかつたからこれを更に他の分野に拡充することになつたのであるが、この制度をまつ先にとりあげて実施した東京食糧営団は、その営団史で次の通り言及している。

「パン類のキツプ利配給の正式発足は昭和二十二年七月十九日であつた。本制度は指定パン工場にたいし、営団より小麦粉を供給して加工せしめ、その製品を登録制の代位販売店を通じて配給せしめる方法である。パン工場の指定はパン工業協組から提出した資料を、東京都に於て審査の上決定した。こうして第一回指定基準に合格した工場は二一四工場であつた。代位販売店は人口五千人に付き一販売店を目標として設定したが、その第一回指定店は一、〇〇六店舗であつた」と。

これで見ると一工場当り平均五店舗、その配給対象人口は二万五千人ということになるが、消費者は自由に販売店を選択することができる仕組みであつた。この制度がフリークーパーン制といわれた所以であるが、関東地方でこの制度を逸早く採り入れたのは栃木県食糧営団で、当時フリークーパーン制の成功に自信を深めた県パン組合理事長福田富次郎氏は、その概況を全国パン協議会機関誌「全パンニュース」を通じて全国に発表、各地に

先鞭を打つ指標的役割を果たしたように、東京都のばあいも都庁、食糧営団等がフリークーパーン制に着目して、この制度を実行に移す事前の準備工作として都庁、営団、全パン連からそれぞれ研究員を栃木県宇都宮市に派遣し、地元パン組合を始め、県庁、営団関係者と面談、委細の状況を調査して参考資料に充て、結果的にはいわゆる「栃木県方式」その儘の要領でフリークーパーン制を実施した。おそらく他府県のばあいも、この栃木県方式ないし東京都方式に範を採り、この制度が全国的に拡大化されていったであろうことは以上のような経過からみるも想像に難くない。東京に倣つて各地方でもこの制度が採用されたことはいうまでもない。

第六節 新しい配給パン工場指定方式

パンの切符制配給方式の採用との関連において採られたのが、配給公団委託製パン工場選定基準の設定に関する新措置であつた。既に度々言及した通り食糧営団時代の配給パン製造工場は旧実績業者かでなければ営団直営工場であつた。しかし敗戦によつて事態は一変した。すべてを占領軍当局の民主化政策によつて一新するほかない状況となつたからである。このような事情を背景として、フリークーパーン制の採用と併行して採られたのが、公団委託加工工場指定に関する新措置であつた。

この新措置は昭和二十二年七月十七日付の食糧庁長官通牒によつて示されたが、その要点はおおむね次の通りであつた。

一、各知事はパン工場の設備、能力、衛生状態、技術等を審査し、パン工場審査委員会の議を経て一定の資格条件に適合するものを、所属団体の如何を問わず、配給パン工場として指定する。

二、各知事は第一回の審査に合格しなかつた工場、新設工場についても定時に配給パン製造工場として指定の申請を受理し、パン工場審査委員会の議を経て、追加指定を行うことができる。

三、配給パン製造工場に対する原料副資材等の割当については、既存の実績または所団団体の如何を問わず、設備能力に応じて公平に実施する。

これを一口にいうと旧業者の実績はこれを一切認めない。すべてを新旧業者の区別なく、機会均等の原則によつて処理せよということに外ならない。強いられた企業合同などによつてさんさん苦杯をなめさせられた旧実績業者にとつては、不満この上ない通牒であつたが、これも勝つはずであつたいくさに完敗した結果生じた占領行政のあらわれであるから、どうしようもないというのが実状であつた。

むろん実施にあつてはいろいろ新旧業者間にいざこざがあつた。たとえば「追加指定を行うべし」でなく「行うことができる」とあるから、それはやらなくてもよからうとか、新規指定の工場には結び付代位販売店数を少くするとか、いろいろのことが行われた。しかし大局からいうと、この通牒の精神はおおむね生かされたといつてよい。それは指定工場数の増加を示す左記数字に示されている通りだからである。

配給パン工場の推移

年次別	指定工場数	年間生産能力
昭和二〇年	四三〇	一〇四、二〇〇 屯
二一	八五六	二一九、八〇〇
二二	二、〇五二	四九九、四八八
二三	二、四一〇	六五六、七二四

これで見てもこの指定制が大過なく運用されたことがわかるであらう。それは指定工場数が逐年増加の一途をたどっているからである。

しかしこの通牒には一つの盲点があつた。それは「一定の資格条件を有するもの」を指定する点であつた。一定の資格条件とは何かが具体的に示されていないという点であつた。そこでこの問題解決の必要にせまられて出されたのが配給パン工場の採点式指定制に関する通牒であつた。

第七節 配給パン工場の採点式指定制

昭和二十四年四月十三日付の食糧庁長官通牒でもつて、配給パン工場の採

点式指定制の要旨が明示されたが、その要領は次の通りであつた。

一、目的 従来は一定の資格と能力のみにより、地方の実状に応じて夫々決定されていたが、その指定条件が現実には即しないうらがあるため、今般良質な製品を工業的能率的に生産せしめるため、工場の総合性能を採点方式により、その指定条件として配給パン工場の新設と整備をはかる。

二、実施要領

(一) 工場の総合性能の最低得点は、第一級乃至第三級に区分するが、右のうち何れを採用するかは地方の実状に応じて、各都府県において決定するものとし、何れも工場的高度操業と目標として製パン工業の合理化をはかるごとく指定制を整備するものとする。

(二) 工場の総合性能の得点が各最低標準点未満の工場にして、パンの配給操作、地域的に必要なものについては、現在の指定工場に限り、一定期間内における設備改善を条件として、指定工場と為すことを得るものとするが、この場合不合理な実績擁護の弊に陥らないよう充分留意する。

(三) 各都道府県で実施完了後指定工場の実体を左記により記載の上食糧庁長官宛提出する。

イ、工場数 ロ、能力 ハ、工場決定得点

(四) 本省は本措置の実施に関して可及的速かにこれが指導を行う。

以上の通りであるが、これをひらたく云い直すと指定条件についてのモノサシを三つづくるが、その何れを使うかは地方の実状に応じてきめたらよいということにはかならない。

そこでその採点基準如何ということになるが、それは一定の能力と設備をもつたものを合格とするという考方に即したものであつた。その能力基準とされたのはオープン能力であつたが、東京などの大都市地帯では十六キロワットが最低基準とされた。従つて地方では八キロワット位を最低基準線としたところが多かつた。

つぎは性能単位であるが、これについての資料として採点表を挙げると通の通りである。

総合性能採点基準表

群										群										群										区分
B										R																				No.
26	25	24	23	22	21	20	19			18	17	16	15	14	13	12	11	10	9		3	7	6	5	4	3	2	1		
分 割 機										酸 酵 室										製パン技術										項
丸 揉 機										焙 酵 槽										工場経営能力										
整 形 機										冷 藏 給 水 装 置										製 品 置 場										
移 送 装 置										作 業 台										原 料 庫										
ボイラー及湯沸装置										ね かし 装 置										生 地 混 合 機										
焼型整理設備										粉 篩 装 置										作 業 配 置										
試験設備										計 器 類										小 計										
環境										副資材置場(含前処理装置)										小 計										
																														日
																														比
二二二二二二二										二五										五〇三四四五五〇一五										重

E										
27	28	29	30	31	32	33	34	35		
兼業	配達施設	食堂	更衣所	手洗所	浴室	便所	消防施設	連絡及事務所	小計	合計
—	—	—	—	—	—	—	—	—	二五	一〇〇

以上の通りであつて、この基本単位に性能単位得点を乗じ、これを更に一定方式によつて修正して、最終得点を算出するというのがこの採点式指定制であり、各項目別に採点基準が示されたのであるが、その採点要領は次の通りであつた。

一、性能単位の各項目はパン焼窯の焼上容量を基準として各々これに相應する容量のものでなければならぬ。但し容量の過大は妨げない。

二、性能単位の各項目の採点は採点目標表に示す通りであるが、採点要目の加重は採点者において協定してきめる。

これがパン工場の合理化、近代化の大きな刺激剤になつたことはいうまでもないが、東京の場合などをみると、この指定制の結果パン工場は次の通り格付された。

一、A級配給パン指定工場 窯容量三〇KW以上、結付代位販売店が多い。

二、B級配給パン指定工場 窯容量一六KW以上二九KW以下、結付代位販売店が少い。

三、委託製パン指定工場 窯容量八KW以上一五KW以下、配給資材の正規割当がある。

四、委託製パン工場（非指定）特典なし

こうして大体において三〇KW工場が卸売標準工場となつたのであるが、いうまでもなくこれは固定窯を基本とする卸売工場である。そこで統制撤廃で自由競争時代が来ると、運行業をもつた一貫作業式の大規模工場が統出して、この中堅卸工場は次第に追い詰められて行くことになり、大型工場と直売本位の小規模工場を有利とする時代が来た。

第八節 食糧の量質転換とパン界異変

配給食糧の「量」から質への転換がようやくめだつてきたのは、昭和二十三年から二十四年にかけてであつた。

終戦時二合一勺の配給基準量だつたのが、二合五勺に引上げられたのは昭和二十一年の十月であつた。これと前後して官庁の食糧休暇制度が廃止されたが、いうまでもなくこれはこうなるとヤミ食糧の買出しにかけまわらなくても生きて行けるようになったからである。その二合五勺の配給基準量が二合七勺に引上げられたのは昭和二十三年の十一月であつたが、これは食糧の供出が軌道にのつてきたのと輸入小麦や輸入砂糖が増加した結果である。

ところがこうした食糧事情の好転と共に、新しい問題がおこつてきた。それは「配給辞退」の続出という問題である。

一番早く配給辞退の現象が進行したのは甘藷部門においてであつた。昭和二十三年度の藷類配給辞退は合計八千万貫という巨額となり、これがため生じた公団の損害は百億円を突破したが、翌二十四年度になるとこの辞退現象は精麦部門から外米部門に波及し、さらには小麦粉にまで及ぶということになつたのである。その結果昭和二十五年三月には芋類の統制撤廃、翌二十六年二月には雑穀類の統制撤廃となつたのであるが、こうした配給辞退が起るようになってきたということは、いうまでもなく時代が「量」から「質」へとかわつてきたことを示すものに外ならない。

問題を製パン主原料である小麦粉についてみて、その製粉歩どまりはパン工場の採点式指定制が実施された二十四年七月現在で八八%という高歩

止まりの一本挽き粉であつた。これぢやあその配給辞退現象もおこるのが当然だということになる。そこで食糧配給公団は配給食糧の品質とサービス改善のために、次のような措置を講じたのである。

一、政府対策の概要

(イ) 精麦及び小麦粉並にその加工品の対米比価を引下げるために左記の措置をとる。

品 目	現行対米比価	現行 価 格	適 当 な 対 米 比 価	同 上 価 格
精 麦(一盰)	九〇	四〇・〇〇 錢	六五〇七五	二九〇三三 円
小麦粉(〃)	九五	四二・五〇	七五〇八〇	三三〇三六
外 米(〃)	一〇〇	四四・五〇	八〇〇八五	三六〇三八
五等米(〃)	一〇〇	四四・五〇	七〇〇七五	三二〇三三
乾麵一把	一〇〇	一八・七五		一五

(ロ) 麦類とその加工品の品質を良化し、精麦、小麦粉の加工歩留りを左の通り引下げると共に、加工工場の選定を厳重にし、用途に適合した製品生産を行う。

品 目	現 行 歩 留	適 当 な 歩 留
精 麦	七三%	七〇〇七三%
内 地 小 麦	七八	七五
輸 入 小 麦	八〇	八〇

(註) 外麦の歩留りがこの八〇%に下つたのは二五年五月であり、七八%に下つたのは二六年であつたが、二七年の統廃後それはさらに下された。

いま試みに米と小麦粉の戦中及戦後における精白歩留りの推移を示せば次の通りである。

米穀及小麦粉加工歩留変遷表

米		小 麦	
実施年月日	精白歩留率(%)	年 次 別	内小麦(%) 外小麦(%)
昭和二四・二・二	九四	昭和二二年	九三・〇
一八・一・一	九六	二三年六月から	九二・〇
一八・三・二	九六	二四年七月から	(四月より) 八八・〇
一八・七・二	九六	二四年三月から	八〇・〇
二二・二・三〇	九六	二五年五月から	七八・〇
二二・二・二二	九六	二六 年	(二月より) 七八・〇
二四・二・二	九四	二七 年	七五・〇
		二八 年	七八・〇

(イ) 現在の食生活はヤミと配給の二本だてで、そこに配給辞退の余地がある。主食の取締りを励行すると共に、配給辞退の可能性ある雑穀等はこれを自由販売とする。

(ロ) (イ)——略

二、公団対策

(イ) 小刻み配給の実施(消費者の経済状態を考慮)

(ロ) 配給操作の適正化(食生活の実状に適合せしめる)

しかしこうした配給食糧の品質とサービスの改善も、お役所仕事であつた為に、いつも後手後手となり、遂に内地米以外の食糧は悉く自由販売となり、配給公団も解消するということになつたのであるが、配給パン工場の採点式指定制度という厳選主義をとつた丁度そのころからパンの配給辞退がふえていつたのだから、これは皮肉といへば皮肉な現象であつた。

いうまでもなくこういうことになつたのは、昭和二五年十一月から実施されたフリークーポン制では、パンを引取つてもよいし、粉を引取つてもよい仕組みとなつていたからである。このような仕組みだからまづい配給パンの配給を辞退して、その分を小麦粉の形で引取るか乃至は配給パン自

体を各人の話合いで小麦粉と物々交換するか、何れかの方法で粉を備蓄しその粉を直接委託加工パン屋にまわして、菓子パンとするかまたは菓子のかたちで入手するか、そういう便利な方法があつたのである。

こうして食糧の量から質への転換が進むにつれて、配給パン指定工場制の魅力は次第に失われて行つたのであるが、そのかわり家庭委託パン工場は雨後の筍の如くふえていつた。その結果企業整備前の工場数をはるかに上廻るパン工場数となつたが、実際のところ最盛期のパン工場数がどれ位あつたかは誰にもわからない。何しろテンパン二枚位の小さな窯で委託加工をやつていたところもあつたし、それらのものはどの組合にも参加していなかつたから統計のとりようがなかつたのである。何れにしてもここでハッキリいえることは、企業合同体の大部分が分解してその構成メンバーの大部分が独立企業体に戻つたということである。一例として東京の場合をあげると、企業整備前の業者数は約一千五百五十工場であつた。それが企業整備の結果五分の一以下に減つたのであるが、戦後になるとそれが幾何もなく整備前を上廻る業者数となつたのである。

第九節 麦類及びパンの自由販売へ

食糧事情の緩和につれて食糧配給公団の非能率的なお役所仕事ぶりが次第に問題としてとりあげられてきた。そしてその民営移管が叫ばれるようになったが、その方向へふみ切ることになつたのは、GHQ当局が非公式覚書でもつて、日本政府に対し国の財政負担節減のため、食糧配給公団を廃止してその統制業務を「食糧特別会計」にうつすよう要請したからであつた。

これによつて政府は昭和二五年十月九日付で「食糧配給公団の廃止及び主要食糧の配給制度」に関する措置要項を決定したが、その大要は次の通りである。

食糧配給公団廃止措置要旨

一、食糧配給公団は昭和二六年四月一日までに廃止する。

二、公団直営配給所と代位配給所は昭和二五年十月末日までに民営切替を完了する。

三、昭和二六年一月から消費者の自由選択制により、小売業者の業務登録を行い、同年三月一日から買取制により業務を開始するがそれまでは委託販売とする。

四、小売販売業者を甲乙丙の三種類に分ち、甲は米麦、諸類、乾メン等の主食販売業者、乙はパン、生メン、ゆでメン等の販売業者、丙は旅芸人や船員など平常旅行しているものの主食を販売する業者とする。

五、卸売業者については昭和二六年二月一日から、小売業者甲、メン小売業者、パン、メン類の製造業者の登録で決定し、昭和二六年三月一日から買取制により業務を開始する。

六、小売商人には食糧配給公団の職員を優先的に認める。

以上の措置要項に基づいて昭和二六年一月から小売業者登録選挙が行われ、引きつづいて同年二月には卸売業者の登録選挙が行われ、双方共四月一日から民営企業として発足した。

これはいうまでもなく食糧配給公団の廃止と、公団業務の民営切替を前提とする措置であるが、これにたいしGHQは昭和二三年三月の覚書をもつて、政府がもし情勢の変化に応じて直ちに統制を復活し得る法規を設けるならば、小麦、大麦、裸麦及び雑穀の供出、配給及び統制を緩和乃至廃止することができるといふ条件つきでこの方針をオーケーした。

そこで政府は麦類の統制撤廃を内容とする食糧法の改正案を議会に提出したが、参議院がこれを否決してしまつた。そこで政府がその代案として採つた措置はあらまし次のようなものであつた。

一、原則として従来の委託加工制を昭和二七年三月末日をもつて廃止し四月以降は原料買取制とする。

二、引続き麦類の供出制度を廃止し、以後はその需給調節と麦類の政府買入れ及び売渡制度を設けるために食糧法の一部改正を行う。このような方針にもとづく食糧法の一部改正案は昭和二七年五月二四日の国会でもつ

て議決承認された。

こうして昭和二十七年六月一日を期して、外麦の国家管理と内麦の自由販売が実現、パンはこの日から自由販売されることになったのである。なおここに食糧法の一部改正の要旨を挙げると、あらまし次の通りである。

記

一、内麦の供出制を廃止してこれを自由販売とする。

二、政府は麦類の需給調節のため必要な規定を設け農民の希望により、これを無制限に買入れる。

三、外麦はすべて政府がこれを買入れるほか、消費者価格安定のため、必要な限り輸入補給金を支出する。

この方式は今日までつづいているが、当時は外麦が割高であつたから、この補給金は割高な外麦と割安な内麦の価格差を補填するための輸入補給金で、今日とはまるで逆の性格のものであつた。

但し、学校給食パン用の粉だけはこの除外例として政府委託加工方式が踏襲された。とまれこうして昭和二十六年六月一日から小麦粉とパン、メン類は自由販売となり、昔なつかしい小麦粉の銘柄もこの日から復活したのである。なお砂糖が自由販売になつたのは二十七年の四月一日であつた。

第十節 自由の風とパン協異変

食糧配給公団解消の前提としての小麦粉卸売業者登録投票が行なわれたのは昭和二十六年二月一日であつた。この登録によつて一定の票数以上を得たものは、正規の粉卸業者として登録され、食糧配給公団から小麦粉を買い取つてこれを二次加工業者に売却することになる。そして公団廃止後も既にできあがつた小麦粉流通機構はそのまま存続することになる。

従つてこの卸売業者の登録は、旧粉問屋にとつては失地回復の好機であり、旧米屋にとつては粉卸分野に進出することのできる絶好の機会であり、パン協同組合にとつては原料の流通部門に進出して、従来の「配給パン用小麦粉扱い手数料」に代る財源を確保し、さらにこれによつて得た利益を

組合員に還元してその福利を増進する可能性をもつた唯一絶体の機会である。

従つて関係者はこの登録合戦にその総力を集中したが、パン協同組合の場合をみると、立候補を断念する組合と立候補する組合に二分された。旧実績業者の組合はおおむね立候補にふみ切つたが、その登録合戦は選挙戦をはるかに上廻る激烈なものであつた。選挙に負けたところでどうということもないが、この登録合戦には商売の盛衰または組合の興亡が賭けられているからである。

そんなわけでこの登録日の切迫につれてデマと陰謀と買収合戦がはなばなしく展開されたが、その結果はだいたい予想通りで、旧粉問屋と旧米問屋とパン協の候補者が当選したのである。

こうして四月一日から民営小麦粉卸売機関が発足したのであるが、数年を出ずして民営粉卸をかねたパン協の殆んど全部が、卸売部門から敗退するという結果となつてしまつた。

例外中の例外に神奈川県パン協連別働隊の高島物産株式会社があるが、結局のところこの会社も卸売機関として存続し続けることはできなかった。要するに餅は餅屋で粉卸などという薄利な商売に畑ちがいのものが手を出してもどうにもならぬことが実証されたわけであるが、それにしては授業料があまりにも高くつた。

なぜならばこの卸売部門に進出した結果として、多くのパン協に混乱と動揺がおこり、その解体乃至は極端な弱体化が表面化してしまつたからである。

問題はなぜこのようなことになつてしまつたかであるが、一つは統制時代そのまゝの姿で、組合が多く職員の擁護していた為に、経費がかさんだということもある。いま一つは統制時代の名残りで組合幹部が多数組合員の上にあぐらをかき、組合員の反感を誘発したということである。

しかしそれよりもより大きな原因は、組合の組合員に対する小麦粉売却代金の回収がルーズであり、その結果として売却代金の焦げ付きが増大し

たということである。だがこの点をもつと深く掘り下げてみると、自由競争によつて組合員の経営が悪化しているのに、パン協同組合には株式会社にみられるような金融力なかつたというところに禍根があつたということにもなる。

何れにしてもこうしてパン業界の販売部門へ進出の夢は破れ、組合そのものは一路崩壊乃至弱体化の一途をたどることになつたのである。いやそればかりではない。多くの有能な業者が組合幹部として自由競争時代の多難な組合行政に没頭している間に、旧実業業者でない新興業者がぐんぐん進出して、やがて業界地図が大きく塗りかえられる結果となつた。「有為転変は世の倣い」というが全くその通りであつた。

第十一節 学童給食パンの再登場

ここで視野を転じてパン業界にとつて大きなプラスをもたらした学校給食パンの足どりをたどつてみよう。

既に言及した通り太平洋戦争の最中に学校給食ははじめられた。はじめは米飯給食であつたが、実施上の困難があつたので、それがやがてパンの給食に移行していつた。しかし本土空襲の激化と学童疎開の進行などのこともあつて、遂にこの事業は中絶を余儀なくされた。こうして終戦を迎えたのであるが、その給食が復活するキツカケとなつたのは昭和二十一年暮の進駐軍救援食糧の大量放出であつた。

これによつて意を強うした文部、農林、厚生三省が次官の連名でもつて「学校給食の奨励について」の通達をだしたのは二十一年の十二月であつたが、この通達に則つて学童給食が再開されたのは昭和二十二年の一月であつた。

最初給食に充てられたのは進駐軍放出の軍用缶詰類と脱脂粉乳だけであつたが、はじめは試験的に小範囲で実施された。二二年初頭の給食対象校三百校、対象児童三十万人という数字がこれを立証しているが、非常に好成績だつたので、その範囲は次第に拡大され、昭和二十三年十二月にはそ

の対象校九千、対象学童六百三十万人となり、一週平均五回の給食という段階まで進んだ。

こうして軌道にのつてきた学校給食は、食糧事情の好転と相俟つて益々順調な発展を遂げ、昭和二五年七月には米国贈与小麦を中心に「全国八大都市学童に週五回の小麦粉配給が実施されるに至つた。こうして副食給食制からパンとミルクと副食の完全給食制への発足ということになつたが、この完全給食に発足した二五年八月現在の給食校は一、八五〇校、対象学童は百三十万人であつた。

その完全給食の範囲がすべての市制施行都市に拡大されたのは翌二六年二月であつたが、その結果実施校は三、七〇〇校となり、対象学童は四百万人を突破するに至つた。

ところが二六年六月限りでもつて学校給食の中核をなしていたガリオア資金による食糧の輸入が打ち切られる結果となり、その成り行きが心配された。

そこで政府は七月以降は「見返り資金による輸入の継続」方針をとり、学校給食の中絶を阻止するという手を打つたのであるが、それは新年度予算に織りこむことができなかった。しかしそのかわり給食用原麦代の半額を国庫負担とするということで話がついたので、給食の打ち切りということにはならなかつた。学校給食法の制定はそれから二年後の二十九年六月三日であつたが、その後のことは統制撤廃後の歴史で改めて言及する。

完全給食が実施された昭和二五年八月から、学童給食用パンの加工を担当するパン工場なるものが出現したが、その加工は委託加工方式であつた。こうして給食用パンの委託加工工場の指定制が発足したのであるが、その指定を得るためには設備、能力、衛生において必要とされる条件が満たされなければならなかつた。そのために指定をうけたのは中堅以上のパン工場であつたが、給食回数は年間を通じて多くても二百日足らずである。そのために年間フル操業というわけにいかない。そういう事情から大手の卸売企業はこの給食パンに対してはうけ身であつた。現在大手の給食パン

実績が比較的 low、中堅工場がこの分野で圧倒的比重を占めているのはこうした事情に因るものである。

第十二節 パン労働組合の登場

戦後労資関係は一変したが、その影響はパン業界にも及んだ。その単的な現れが労働組合の続出であるが、徒弟制度が崩壊のきざしをみせ、労資の対立が憂慮されるようになったのは、第一次大戦後の不況期であつた。それは大正十五年に労資の紛争調停をねらつた大日本パン友会が呱呱のこえを挙げたことや、その後白鳥三朝、尾池竜明氏などの先覚者によつて労働組合組織の運動がすすめられたことなどに象徴される通りであるが、当時は大企業らしきものも殆んどなかつたし、不況期が長くつづいたことなどの関係もあつて、労働組合組織はほとんど成長しなかつた。そして満州事変以後は統制強化の一途で、遂に労組も産業報国会といつたものに看板を塗りかえさせられるというありさまであつた。

ところが敗戦日本に君臨した進駐軍は、いち早く労働者の団結権を回復、労働組合の組織を奨励するという占領政策を具体化したのである。

米国政府が「降伏後初期におけるアメリカの対日政策」なるものを発表したのは昭和二〇年九月二十二日であつたが、ついで十月十一日にはGHQから選挙権付与による日本婦人の解放、労働組合の結成、自由主義的教育を行うための諸学校の解放、専制々度の廃止、経済機構の民主化（財閥解体、農地改革）など、日本国民の基本的人権の確立と政治的自由保証のための五大改革が指令された。

以後マッカーサーの名で次々に「民主化指令」なるものが出されることになつたのであるが、十月十日には共産党指導者が一斉に獄中から出され以後組合運動はめだつて活発化していつた。それは必ずしも共産党の大活躍の結果ではなく、インフレーションとヤミ投機、食糧危機が深刻化して労働者の生活がやりきれないところまで悪化した為とみるべきであるが、それにしても労働組合の抬頭ぶりはめざましかつた。

当時の記録をみると労組法が公布された二十年十二月二十二日直後の一月末には組合数が九二五に達した。それが組合法施行の二二年三月一日直後の四月末には、組合数七、三五七、組合員数二七九万人にふくれあがり六月末になると組合数一二、〇〇六、組合員数三六八万人に増加している。正に文字通り雨後の筍の観があるが、この時期に結成されたパン関係の労働組合は木村屋総本店労組、シキシマパン労組、コアミパン労組の三組合であつた。

これをキツカケとして次第に大型パン企業に労働組合が組織されていつたのであるが、その組織系統をみると総評系労組は僅少であつて、その大部分は全労系乃至中立労連系の組合である。いまここでその後の労組の詳しい動向に言及する余裕はないが、パン企業関係労組分布の現状は次表の通りであつて、大企業で労組が未組織なのはヤマザキパンのみである。

問題はどうしてこのように急速にパン業界に労組網が張られていつたかであるが、その根本的原因が企業の近代化、大型化、機械化の進行によつて昔のようにノレン分けしてもらつても独立企業として存在する余地がなくなつたところにあることは衆目の一致するところである。

パン企業関係の労働組合しらべ（昭四三現在）

地方別	所 在 地	組 合 名	系 統
北海道	札幌市東月寒 旭川市永山町 帯広市西八南	全日糧労組 峰屋製パン労組 伊豆屋製パン労組	食品労連 " "
北	青森市大野 秋田市樽山 秋田市泉大畑 秋田市寺内	全工藤パン労組 たけや製パン労組 すずや労組 第一製パン労組	食品労連 " " "
東	岩手県一戸町	一野辺製パン労組	"
北陸	富山市岩瀬森 富山市稲荷元町	第一食品労組 日清製パン労組	食品労連 "

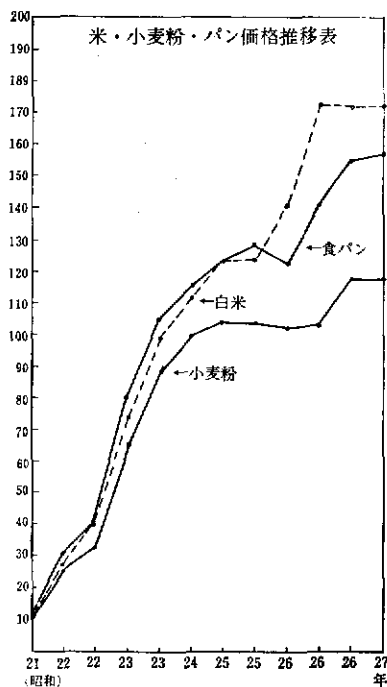
[illegible]

久留米市津福本町	クルメ木村屋勞組	食品勞連
熊本市清水町	二葉パン勞組	〃
佐賀市八戸町	佐賀糧友パン從組	〃
唐津市大石町	唐津糧友パン勞組	〃
宮崎市橘通	三城商店勞組	〃

(註) 終戦直後結成されたせのに木村屋総本店、コアミパン、シキシマパン労組がある、

第十三節 主要食糧価格の変遷

戦後われわれ日本人が等しくなめた辛酸は途方もない悪性インフレーションの被害であつた。これについては言及すべきことが山積しているが、問題をしばつてここでは米、麦、小麦粉、パンの価格がどのように推移したかを概観してみよう。



戦後統制期の主食価格の変遷表

年次(昭和)	精米(一〇kg)	精麦(一〇kg)	小麦粉(一〇kg)	パン一斤(二〇匁)
二一・三	一九・五〇 円	一八・八〇 円	二〇・五〇 円	(五月)四〇匁
二一	三六・三五	三五・八五	三九・五〇	(四〇匁)〇・六二

The graph illustrates the price index for polished rice and wheat flour over a three-year period. The Y-axis, labeled '指数' (Index), ranges from 50 to 120. The X-axis marks specific months from March 1927 to January 1930. The '精米' (Polished Rice) series is shown as a solid line, and the '小麦粉' (Wheat Flour) series is shown as a dashed line. Both series show significant fluctuations, with rice prices generally higher than wheat prices.

日期	精米 (指数)	小麦粉 (指数)
昭和二年三月	105	98
昭和二年七月	108	100
昭和二年十一月	105	100
昭和三年一月	88	85
昭和三年五月	100	95
昭和三年九月	100	95
昭和三年十二月	100	95
昭和四年四月	100	95
昭和四年八月	95	80
昭和四年十二月	92	78
昭和五年一月	90	78
昭和五年五月	88	78
昭和五年九月	85	78
昭和五年十二月	85	78
昭和六年一月	85	78
昭和六年五月	85	78
昭和六年九月	85	78
昭和六年十二月	85	78
昭和七年一月	85	78

以上の通りであつて、精米は三一・倍強、精麦は二五・五倍、小麦粉は二三・五倍、食パンは一五・三倍の値上りであつた。

これで見てもわかるように、値上り率のもつとも高いものは精白米であり、最も低いものは小麦粉と食パンである。これは麦類の対米比価が次第に下つていったことを示すものであるが、ここでこの問題を数字によつて示せば次の通りである。

二二・七	九八・五〇	一〇四・〇〇	(五月)
二二・七	一二七・〇〇	一三一・五〇	(四五匁)
二三・七	二五・〇〇	二六六・〇〇	(〃)
二四・四	三三九・〇〇	三五七・〇〇	(托重)
二五・一	三八四・〇〇	四〇五・〇〇	(五月)
二六・一	四〇〇・〇〇	四二五・〇〇	七・四五
二七・六	四〇〇・〇〇	四二五・〇〇	(一斤)
二八・五	四八五・〇〇	四八五・〇〇	二二・二〇
二九・一	六二〇・〇〇	六二〇・〇〇	二五・〇〇
三〇・一	六二〇・〇〇	六二〇・〇〇	(一斤)
三〇・一	六二〇・〇〇	六二〇・〇〇	二八・五〇
三〇・一	六二〇・〇〇	六二〇・〇〇	二八・五〇

昭和一	三二、	三三、	三四、	三五、	二六、	二八、	二九、	年次別
三	二一	七一	一七	一四	一五	八	一	精
一九五〇	三六、三五	九九、七〇	一四九、六〇	二六六、〇〇	三三七、〇〇	四四〇、〇〇	四四五、〇〇	米
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	%
一八、八〇	三五、八五	九八、五〇	一二七、〇〇	二五一、〇〇	三三九、〇〇	三八四、〇〇	四〇〇、〇〇	精
九六、四〇	九八、六〇	九八、八一	八四、九一	九四、四二	九五、〇三	九四、八四	八九、九四	麦
二〇、五〇	三九、五〇	八一、四〇	九三一、五〇	四二六、〇〇	三三七、〇〇	四四〇、〇〇	四二五、〇〇	小
一〇五、一〇	一〇八、七〇	一〇四、三〇	八七、九〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	九五、五〇	麦粉

これで見ると麦類の対米比価が下りはじめたのは昭和二四年の春以降であつた。これは麦類統廃後さらに顯著となり、そこから多くの矛盾と不合理的が生じてパン食の普及をさまたげることになつたのであるが、この点については後編で改めて言及する。

なお、ここに参考資料として、主食配給基準量の推移を示せば次の通りである。

[illegible]

一〇一五三八五g	重労働男子	一般	三六〇	三二四	三七〇	四〇〇	九一四	四〇〇
一六〇二五	重労働女子	一般	三三〇	二七五	三八〇	四〇五	四一五	四〇五
二六〇六〇	重労働男子	一般	四〇〇	三三〇	三五五	五八三	三三〇	三八五
五七〇g	重労働女子	一般	三〇〇	二七〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
六一才以上	重労働男子	一般	三〇〇	二七〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
	重労働女子	一般	三〇〇	二七〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
	重労働男子	一般	三〇〇	二七〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
	重労働女子	一般	三〇〇	二七〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
	重労働男子	一般	三〇〇	二七〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
	重労働女子	一般	三〇〇	二七〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇

以上の通りであつて、終戦直前一人一日平均二合一勺にまでおちた基準配給量が二合七勺に復元したのは昭和二三年の十一月であつた。

第十四節 忘れ得ない老舗の数々

昭和二七年六月一日を期してパンは自由販売となつたが、この日から本格的なパン業者の自由競争がはじまつた。その結果めだつた現象は一部を除く旧実業業者の比重の相対的低下と新興業者の比重の相対的上昇であつた。有為転変は世の倣いであり、このような現象は何もパン業界だけにみられる特異現象ではないが、それにしてもこの新旧交替は世人の眼を見張らせるのに充分なものがあつた。

しかしそうした変化にはあとで言及することになるので、ここでは戦前派の名門パン屋について若干の記録をのこしておきたい。

左記はパン業界の推移をたんねんに記録した、笠原福治氏の記録のぬきがきであるが、氏の添書によるとこれは何も大手だけを抽出したわけではなく、戦前の名門といわれた老舗を挙げたまでのことだとある。しかしそれなら戦前派の名門のすべてが網羅されているかというと、必ずしもそうとはいえないであろうが、それでも大いに参考になると思われるので、これを列挙するとあらまし次の通りである。

終戦前後の有名店舗（笠原福治氏調）

都 市 別	事 項
東京 都	(株)木村屋総本店(木村栄一)(株)中村屋(相馬愛蔵)(株)上野永藤(合)伊藤製パン所(佐藤一二)松月堂製パン株式会社(近藤茂平)(株)松月堂(合)関口フランソバン(高世啓三)(合)小網商店製パン部 清新堂(猪狩時清)九十総本店(田辺一郎)(株)精養軒
横 浜 市	(株)加賀製パン(旧富田屋)(内海角蔵)(有)宇千喜パン(旧横浜ベーカリー)(打木吉則)勢国堂(早川権太郎創業)法塔ベーカリー
横 須 賀 市	浜田パン本店
千 葉 市	(株)川口パン(川口幸造)
高 崎 市	(株)松浦食糧工業
前 橋 市	(有)フランスパン(宇佐美藤吉)
太 田 市	(有)新田製パン(星野帝三郎)
宇 都 宮 市	富貴堂(福田富次郎)
水 戸 市	西洋堂(木下四郎)
東 北・北 海 道	
函 館 市	(株)精養軒
秋 田 市	秋田製パン工場(浅利金十郎)
福 島 市	(株)ホーエイ製菓製パン(斎藤豊後)柳屋総本店(半沢満五郎)
新 潟 市	東京パン(大島保)
長 岡 市	内山製パン(内山由次郎)

越 信・陸 北		海 東		畿 近		中 国	
長野市	(有) 太平堂製パン (橋本孫蔵)	名古屋市	(株) 敷島パン (盛田秀平) (株) 長栄軒 (伊藤長一)	大津市	太陽堂 (下村恵留治)	米子市	富屋パン (柳沢愛之助)
上田市	(有) 上田製パン (滝沢幸治郎)	静岡市	(合) 清水食糧工業 (清水俊二)	京都市	(株) 西洋軒 (株) 進々堂	松江市	(株) 九日食糧工業 (森脇孫平)
松本市	小松屋パン (小松精市)	清水市	(株) 清水製パン (小野寿一郎)	大阪市	(株) マルキ号パン (水谷政治郎) (株) 神戸屋 (桐山政太郎)	岡山市	(株) 岡山山本木屋 (梶谷忠二)
高岡市	(株) 丸善パン (頭川善平)	津市	(有) さくらパン (寺家邦太郎)	神戸市	(株) 木村家パン (浅香忠雄) (株) 阪急パン (小林三三)	広島市	田村製パン (田村勲三) 中島屋製パン (中島康博)
金沢市	桂月堂 (中村喜三郎) 浪花パン (白川一)			和歌山市	(株) 千田のパン (千田三郎) (株) 兵庫県製パン (西村和俊)	呉市	ダイヤベーカリー (福井友義)
福井市	(株) 福食工業 (中村春吉)				ナカタパン (名方広太郎)	海田市	(株) 堀田製パン (堀田位馬二)
						下関市	(株) 鍵本食品工業 (松行初治良)

国 四		州 九	
徳島市	扇屋製パン (大木他一郎)	北九州市	村上パン (村上勝一) 八門司パン菓子工業株式会社
高松市	中央製パン (川西為義)	佐賀市	吉岡製パン (吉岡善次)
丸亀市	小西製パン (小西為吉)	長崎市	(株) 九州製菓 (西田金治) 食糧工業会社長崎工場 (脇山寛)
松山市	(株) 予川商事 (藤村武重)	熊本市	(合) 松石本店 (松石鶴次郎)
高知市	永野旭堂本店 (永野武士) キングベーカリー (谷本米市)	大分市	西日本主要食糧加工株式会社 (佐藤甚太郎)
		鹿児島市	鹿児島化学工業株式会社 (福谷君貞)

(註) 仙台、福岡、札幌など不詳

以上の通りでここに掲げられた老舗は七十軒ばかりであるが、これを現状と対比してかんがえてみると、その大きな変化に感慨を催させるものがあるはずである。

問題は、どうしてこのようなことになったかであるが、その一つの原因が戦前派の多くが技術畑、職人畑の出身であり、必ずしも企業家としての才能にめぐまれた人でなかったということであろう。その二は大部分の企業が名目とはともかく実質は個人企業であつて、経営者の交替が経営の浮沈に決定的な影響をもつということである。そしてその三は戦時から戦後にかけて組合幹部として活躍した旦那方が、自分の足場となる企業体そのものの経営に全力を集中する余裕がないまま、自由競争時代に突入してしまい、体制整備の機会を失つたということのようにみえる。

しかしより巨視的にみれば、旧きものに新しきものが代るのが生存競争の実体だということにもなるであらう。

何れにしてもこの大きな業界の変化は、いろいろな角度から分析してそ

これから無限の教訓を汲みとる価値がありそうである。

第十五節 製パン技術者団体の再建

製パン技術水準の向上を目的とした技術者教育、及び技術者相互間の研究を目的とした団体の必要は終戦後いちはやく唱えられた。それは食糧統制が次第に緩和され、業者相互間の競争が企業の盛衰を大きく左右するようになるにつれて次第にかたちをなしていったが、そのトップを切つたのは日本パン科学会の前身ともいふべき日本パン科学研究所であつた。この研究所が出現したのは昭和二二年で、場所は東京都神田万世橋旧駅前にあつた藤沢製作所の東京営業所、所長は旧陸軍主計大佐の阿久津正蔵氏であつた。このささやかな技術研究団体がのちに社団法人日本パン科学会となつたのであるが、その活動については後篇で改めて言及する。

昭和二四年五月には日本パン技術指導所が発足した。これが現在の通称パン学校の社団法人日本パン技術研究所の前身であるが、当該研究所の沿革史は「昭和二四年五月大阪の北浦江に日本パン技術指導所として発足したが、同年九月社団法人となつた」と記している。藤沢製作所社長藤沢義雄氏の創立で、教育の中心人物として活躍したのは理学博士藤山論吉氏であつた。

このパン学校は昭和三三年十二月東京千駄ヶ谷の明治神宮外苑入口に移転、それと同時に社団法人日本パン技術研究所と改名されて現在に及んでいる。なお、社団法人日本ベーカリー協会の前身である日本ベーカリー協会（任意団体）の発足は昭和二九年四月であつた。

戦後このような技術団体の必要が痛感されるに至つたのは、第二次世界大戦の勃発以後次第にパンの統制が強化されて、技術者は一定した規格パンをつくつてさえおれば、たとえそれが良質のものでなくても、捌くのに苦勞する必要などなかつたために、技術水準の低下がいちじるしかつたが、終戦後次第に自由経済の分野が拓けてくるにつれて、技術水準の向上が肝要とされるに至つたからであつた。そんなわけで技術の向上が切実な問題

とされるに至つたのは麦類の統制が撤廃された昭和二七年六月以後のことである。従つてこの問題については後篇でもう一度くわしく言及する。なお、次章において戦後統制期のパン関連産業である小麦粉、粉鉀、イースト、砂糖、マーガリン、ジャム、菓子及びパン用機械業界のあゆみを概見することとしよう。

第三章 戦後の製粉企業の推移

第一節 戦後統制期の小麦粉

イ、戦後製粉業界の概観

戦後の製粉企業の推移は、つぎに掲げる年譜記載の通りであつて、小麦粉の統制は二七年六月をもつて打ち切られたが、原麦の国家管理は依然としてつづいている。したがつて完全な自由企業とはいえないが、しかし弱肉強食の自由競争がつづいていることは厳然たる事実である。

それは終戦後雨後の筍のごとく続出した、中、小型製粉や高速度製粉が昭和二四年ごろから急速にその姿を消していったことから察することができよう。

なお、戦後内外麦の比率が逆転して外麦の比率が増大したが、これは外麦依存度の高いパンの成長を促すと同時に、高度の挽砕技術が必要とする大型製粉の立場を有利にする要件でもあつた。

小麦粉統制の推移年譜

年	月	事	項
昭和二〇		戦災のため製粉工場の生産力大幅低下年末ごろから休業中の製粉操業開始	
二二	四	製粉協会廃止、製粉工業協同組合設立	
二六		小麦輸入協会解散	
二三	二	製粉工組閉鎖機関指定	

二四	二	小麦粉は食糧配給公団扱いとなる 製粉クラブ設立
二五	四	製粉各社増資 フスマ自由販売となる 日粉の横浜及び名古屋工場復旧する
二六	三	食糧配給公団廃止 国際小麦協定に参加、日粉東京工場復旧
二七	四	小麦粉の政府委託加工が買取加工にかわる（但し学給パン用粉を除く） 小麦粉自由販売となり各社銘柄復活 原料小麦は間接統制に移行 小麦粉建値の引上実施 製粉業者間の競争激化

ロ、製粉界異変の内幕

以上が戦後の製粉企業の概観であるが、製粉工場の戦災による打撃も甚大であった。いまその状況を数字によつて示せばあらまし次の通りである

有力製粉会社の戦災による生産力低下調べ

（単位バレル）

社名	昭和一九年八月	昭和二〇年八月	減少能力
日清	一七、七〇五	四、九五八	一二、七四七
日粉	一六、四四三	九、七六〇	六、六八三
日東	四、二四七	四八九	三、七五八
昭和	三、五六七	二、六六五	九〇二
増田	三、五九一	〇	三、五九一
東福	二、〇〇六	一、六二三	三九三

大坂	豊国	尾張	精米	相模	皆石	三重	鈴木	和泉	合計
一、四六三	一、一〇八	六三五	五七三	四二一	三七二	三六〇	三二三	三〇七	五三、一一一
〇	一、一〇八	六三三	〇	四二一	三七二	三六〇	〇	三〇七	二二、六八六
一、四六三	〇	二	五七三	〇	〇	〇	三二三	〇	三〇、四二五

これで見ると昭和一九年八月現在の五万三千バレルが、翌二〇年八月になると二万二千七百バレルに減少しているから、戦災によつてその生産力の六割が失われたことになる。ところが、戦後にやつてきたのは粉食ブームであつた。しかし大型工場はおいそれと復興できるものではない。そこで政府はやむを得ず原麦を全く製粉しないで、粒のまま配給するといつた非常手段をとらざるを得なかつたのであるが、このようなことは一日もはやく解消しなくてはならない。その為政府は手つ取り早く中、小型や高速度製粉の新設を推進して、これによつて短時間に小麦を挽砕し、これを配給ルートにのせるといふ手を打つたのである。

このようにして続出した中小製粉は、小麦だけでなく例の未利用資源の挽砕にも動員されたのであるが、とまれこうして製粉能力は短期間に激増した。しかし、やつとこうして生産が軌道にのりかかつたときに、自由競争の原理がこの業界にも導入され、さらに大型製粉の復興がめだつてきたこれによつて窮地に立つた中・小製粉は、学校給食パン用粉の政府委託加工によつてその窮境の打開をはかつたのであるが、実際問題として中堅以下の企業は立ち行かなくなつたのである。しかし中堅企業も大手に対し

ては劣勢である。それがともかく急速な顛落を免れたのは政府の原麦割当方式に中堅企業擁護の方針がおりこまれたからであつた。

いまこのような製粉界の異変を数字によつて示せば次の通りである。

規模別製粉能力の復興（パーレル）

規模別	昭和二年十月	昭和三年十月	昭和三年十月
大・中型製粉	五五、五六四	六三、九七九	九七、九九六
小型製粉	三三、七〇一	四〇、七四〇	九三、一三〇
高速度製粉	—	六一、一三四	四八、六一三
合計	八八、三四五	一六五、四五三	二三九、七三九

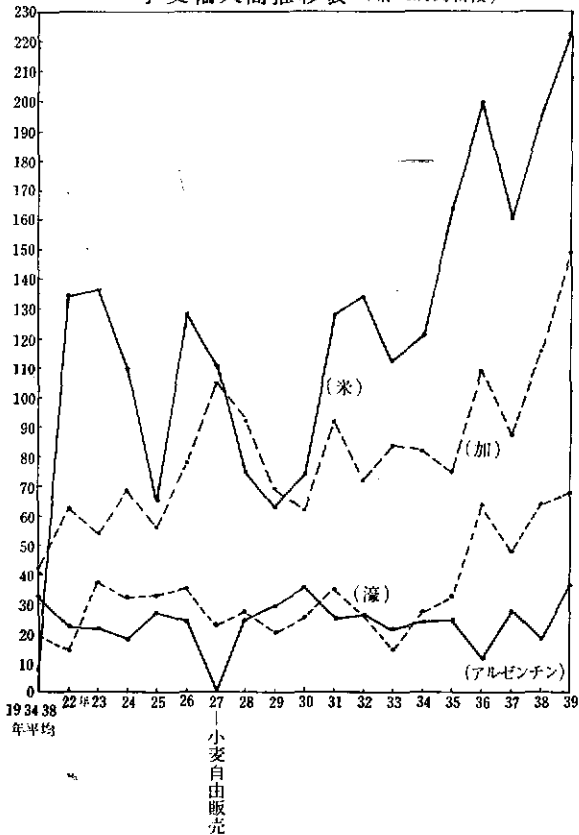
これで見ると、昭和二年には八万八千パーレルだった能力が、二年後の二三年になるともう二四万パーレルにふくれ上つている。そしてゼロから出発した高速度製粉が一大勢力になつてゐるが、その最盛期は二十二年で翌三年になるとその没落と大中型製粉の復興がめだつてくる。

ハ、パンと大型製粉の進出
つぎに小麦の製粉高の推移を数字によつて示すとあらまし次の通りである。

戦後統制期の累年製粉高（原麦 単位千屯）

年次別	内 麦	外 麦	合 計
昭和二〇年	五四五	—	五四五
二一	三三〇	五八一	九一一
二二	三七二	九一〇	一二八二
二三	四一五	一、二三五	一、六五〇
二四	五三〇	二、〇四〇	二、五七一
二五	四六八	一、六七三	二、一四一

小麦輸入高推移表（第二次大戦後）



以上の通りで昭和二〇年の製粉高を一〇〇とすると、昭和二四年の指数は四七五である。異常な粉食ブームというの外ないが、その内訳をみると内麦は外麦の三分の一乃至四分の一にすぎない。
これは外麦に高度に依存するパンにとつてのプラスであるが、このパンにとつてのプラスがはつきりと現れてきたのは昭和二四年以降であつた。それはそのころから小麦の歩止りが下つて、粉質が目みえてよくなつてきたからであるが、いま昭和二〇年を一〇〇としてパンと小麦粉の累年生産高を指数化してみると、あらまし次の通りである。

二六	四九〇	一、六五六	二、一四七
二七	三四九	一、一六一	一、五一〇
（以後自由販売）	三七九	二、三〇五	二、六八四
二八	五三二	二、二五二	二、七八五
二九	—	—	—

小麦粉とパンの累年生産高比較表

(昭和二〇年は二〇〇)

年次別	小麦粉	パン	年次別	小麦粉	パン
昭和二〇年	一〇〇	一〇〇	昭和二五年	四〇〇	五七〇
二二	一七〇	九〇	二六	四〇〇	八八〇
二二	二三五	二三五	二七	三〇〇	九三〇
二三	三〇〇	二二五	二八	五〇〇	九七五
二四	四七五	三九〇	二九	五二〇	一、一五〇

このようにパンが相対的に高度成長に転じたのは昭和二四年以降であつたが、これが大型製粉の一大プラスになつたことは、この年大型製粉が相次いで増資を断行、本格的な復興体制をととのえていることから、容易に察することができるといふものである。

ニ、硬質小麦の比重あがる

戦後統制時代の外麦輸入先別累年輸入高をみるとあらまし次の通りである。

小麦の国別輸入高推移表 (単位百屯)

年次	アメリカ	カナダ	濠州	アルゼンチン	合計
大正一三平均	七六七	四、二八三	二、〇三二	三、二一八	一〇、三〇〇
昭和三年平均	一三、四六八	六、二九五	一、四二八	二、二四〇	二三、四三一
二三	一三、六四八	五、四二八	三、七二八	二、一四九	二〇、〇〇三
二四	一一、〇三七	六、九一七	三、二五五	一、八三七	二〇、四六
二五	六、五二三	五、六四一	三、二七三	二、七五〇	一八、一七七
二六	二、八三六	七、八七一	三、四九〇	二、四五〇	二六、六四七
二七	一一、一四七	二〇、五八九	二、二六三	六八二	四〇、六七

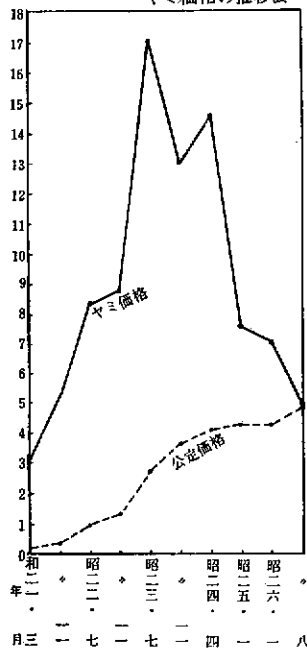
二八	七、五一	九、二六〇	二、七三〇	二、五二二	二、〇二三
二九	六、二九八	六、九〇二	二、〇四六	二、九〇二	一、四八
三〇	七、三八三	六、二二三	二、五一三	三、五八四	一九、七〇二

以上の通りであつて、アメリカとカナダがもつとも多く、これにつぐものが濠州とアルゼンチンである。

このうちパン用に一ばん適しているのは何といつてもカナダ産のマニトバ小麦であるが、この輸入実績は必ずしも需要家の希望をそのまま反映したものではない。それは原麦が政府管理となつてゐるがためであるが、その原因は貿易関係、価格、豊凶などの要素がからみ合つてゐるので単純な結論は出せない。

しかしそういった事情をぬきにするとパン食普及のためには、良質のマニトバ小麦の比率が高いほどよいというのが業界の一致した意見である。それは内地米のメシよりおいしいパンを供給することが、日本のパン業界

小麦粉の公定価格とヤミ価格の推移表



に課せられた使命だからであるが、それはともかくとして戦後外麦の比率がたかまつたことがパンの高度成長をもたらした原因であることは、疑う余地のない事実である。

ホ、㊦と㊧の接近過程

食糧事情の好転につれて小麦粉の配給価格とヤミ値の幅が次第に狭まつてきた。両者がほぼ一致したところで小麦粉の自由販売が実現したのであ

るが、この両者の接近過程を示せばあらまし次の通りである。

小麦粉の㊦とヤの推移 (10kg当り)

年 月	公定価格(A)	ヤミ価格(B)	B/A×100
昭和二・三	二〇・五〇 ^円	三三・〇〇 ^円	一、五六一
一一	三九・五〇	五三・三〇	一、三五〇
二二・七	一〇四・〇〇	八四・〇〇	八〇・七
一一	一三一・五〇	八八・〇〇	六六・九
二二・七	二六六・〇〇	一、七〇七	六四・二
一一	三五七・〇〇	一、三〇七	三六・六
二四・四	四〇五・〇〇	一、四六七	三六・二
二五・一	四二五・〇〇	七六・三	一八・〇
二六・一	四二五・〇〇	七〇・七	一六・六
八	四八五・〇〇	四九・九	一〇・三
二七・六	自由販売	自由販売	

なお、昭和二七年六月一日を期して小麦粉は勿論すべての麦類とその一次加工、二次加工品は自由販売となつたが、その際小麦粉は微騰した。それは㊦が㊦に接近した為ではなく、小麦粉の用途別分類がハッキリし、各社別銘柄が復活して、全体として粉質がよくなつたからであつた。

なお、自由販売以後の小麦粉と製粉業界の問題、そのパンとの関連については次篇で改めて言及する。

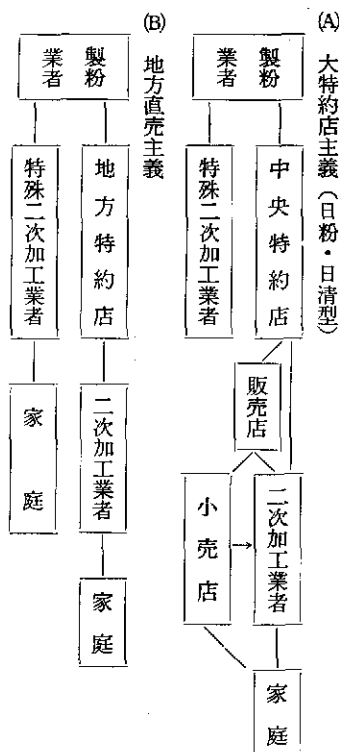
第二節 戦後の粉卸業界

昭和二六年三月に小麦粉の民営卸が発足した。この卸売業者ははげしい登録合戦において勝利を占めたものであつたが、主なるものは旧粉問屋であり、新しく進出したものにパン及びメンの単位協同組合があつた。しか

しこの民営卸は昭和二七年六月をもつて小麦粉が自由販売となつた為にすべてが新規時き直しとなつた。

その結果、パン、メン業者協同組合卸は次々にその姿を消し去り、旧小麦粉問屋が卸売業界を支配することになつたが、これは二次加工業者が原料卸売部門に進出して、経済力に乏しいためにとでもほんものの粉卸商とは太刀打ちできるものでないという実物教訓として歴史的に意義がある。こうして戦前と全く同じ次のような小麦粉流通秩序が形成されていつた。

小麦粉流通秩序図



日清製粉及び日東製粉の中央特約店は三菱商事であり、日本製粉の中央特約店は三井物産が中心であるが、この外にも伊藤忠、丸紅飯田などの一流商社が中央特約店に加わっている。

戦後のパン業界をみまつたはげしい設備拡張競争のための資金は、小麦粉買掛金の支払期日延長とかたちで調達される場合が少なくなかつたがこれがためにパン業界の設備の近代化がすすんだことは否定しがたい事実である。

しかしその反面製品原価が高くついて経営が破綻する業者が続出したこともまた事実である。近年大手パン業者の中には三井、三菱等の商社を株

主に加えるものもあるが、こうした傾向が發展すると財閥の業界支配力が次第に強化されることになる。しかしその可否は歴史の問題ではない。

◎膨剤協会の発足

戦後イーストの不足はことの外甚だしく、そのため小麦の形、粉の形で代替食糧として一般家庭に配給されても、加工食糧として利用する望みはまったく絶たれたためにスイトンや麦めしの形で消費する例がとみに強まってきた。

営団はこの対策として、ベーキングパウダー等を希望配給対象にとり入れ、家庭でもイーストに代る膨剤利用で膨らんだパンが造れるという便宜的手段をとった結果、ベーキングパウダー等膨剤の需要は可及的に増大しそのため膨剤の製造加工に実績をもつ業者等が結集し、新規に膨剤協会なる組織を結成し、オリエンタル酵母工業株式会社を代表する臼井氏等が責任者となつて営団の委託加工形態で膨剤の製造にあたり、これを正規の配給ルートに乗せた。

その結果として膨剤利用による家庭での製パン加工は、一時非常ないきおいで伸びたが、その間協会の内部事情による紛糾がたつて、やがて協会は解散の憂き目を見るに至つたが、ともかく、当時イースト不足緩和の意味で膨剤の果たして役割は相当大きなものがあつた。

(註) 以上は筆者の記憶でその顛末に多少あやまりがあるかも知れない。

第三節 戦後統制期のイースト

糖蜜の欠乏からイーストの配給が統制されたのは昭和十九年であつたがその統制が解除されたのは昭和二十五年の十一月であつた。この間パン業界はイーストの欠乏になやまされ通しであつたが、特に終戦後はそれがひどかつた。イーストが足りないために折角の小麦粉もパンに加工することができず、大部分は粉のまま家庭配給にまわされてしまつたのであるがやがてその家庭配給の粉を対象とした委託製パン業がおこり、さらに家庭

製パンが一種の流行となつた。こうなるとイースト不足の傾向は一層いじめるしくなる。そのためにパン業者は自家培養だねの製造に苦心するようになり、巷にはあまりききめない粗乾燥イーストがはらんすることになつた。

なお、イースト不足にさらに拍車をかけたものにドブロック用イーストの潜在需要がある。これは主として第三国人と東北地方でつくられたが、当時は警察力も弱体化していたので、ドブロックの取締りも不充份であり、したがつてその潜在需用も大きかつた。そのためにパン用という名で配給されるイーストの相当部分が、ドブロックの密造用にまわされることになり、不足は一層ひどくなつたのである。

しかしそうしたイースト不足は同時にイースト産業の抬頭を促す要因でもあつた。戦前のイーストメーカーは、マルキ（大阪）と三共（東京）オリエンタル（東京、大阪）と日甜（北海道）の四社であつたが、戦後多くのイーストメーカーが続出した。

終戦翌年の昭和二十一年には大日本精糖（横浜）鐘淵化学（大阪）中越醸造（新潟）などがイースト生産にのりだしたが、翌二十二年になると播磨（兵庫）北陸、サクラなどが進出、二十三年になると新居浜、コトブキ、わかもと、日本酵素などが名乗りをあげた。

こうして各社がその生産を競うこととなつたので、イーストのヤミ値は急速に下つていつた。もちろんこうなつたのはGHQが原料糖蜜の確保に真剣だつたからであるが、それはそうすることが日本をアメリカの余剰農産物市場として開発する有力なキメテだつたからに外ならない。

しかしそんな理由とはともかくとして、こうしてイーストの生産が意外に早いところ軌道につてきたので、遂に昭和二十五年十二月一日からイーストの自由販売が実現することになつたのである。

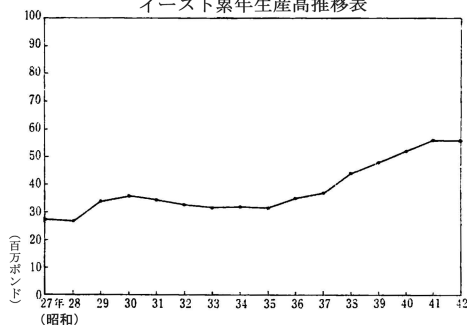
以上が戦後イースト統制史の荒筋であるが、左記は支那事変から麦類自由販売に至るまでのイースト生産高と累年製パン高の対比表である。

イースト生産高推移表

年次	製パン高(二匁一袋)	イースト生産高	一袋当	指数
昭和 一一年	五二六、〇五〇袋	千封度 九三一	一・八	三・四
一二	七二六、一〇〇	一、一二三	一・六	四・一
一三	一、五八二、二〇〇	二、一〇五	一・三	七・六
一四	二、四七五、九〇〇	三、〇八六	一・二	一一・二
一五	三、三八一、〇〇〇	四、〇〇一	一・二	一四・五
一六	五、四六九、七五〇	五、四四七	一・〇	一九・八
一七	五、五六四、二五〇	五、四二六	一・〇	一九・七
一八	四、七二八、一五〇	四、三三二	一・〇	一五・七
一九	三、六五一、五五〇	三、六八五	一・〇	一三・四
二〇	二、九四七、五〇〇	二、九六四	一・〇	一〇・七
二一	二、五四七、九〇〇	二、五七四	一・〇	九・三三
二二	三、九五九、四〇〇	三、九九九	一・〇	一〇・八
二三	六、六一八、七〇〇	六、六八五	一・〇	二四・一
二四	一、五五二、一〇〇	一、六六八	一・〇	四二・三
二五	一六、七七三、七五〇	二〇、〇三八	一・二	七二・七
二六	二九、一九九、六〇〇	二六、三八二	〇・九	九五・七
二七	二九、八六三、九〇〇	二七、五七九	〇・九	一〇〇・〇

以上の通りであるが、昭和二年から三年にかけては、イースト不足が甚しいときであつた。したがつてこの時期のイーストはたいへん貴重な品であつた。ところが本表をみるとこの時期のイーストの使用も平時とほとんどかわらない一袋一ポンドとなつてゐる。一見不可思議のようにみえるが、この製パン高は配給パンのみの実績であつて、家庭委託パンや家庭

イースト累年生産高推移表



パンの実績はこれにふくまれていない。従つてその点とドブロック用イーストの需要ということを念願において数字をよんでいただきたい。

第四節 戦後統制期の砂糖

敗戦当時の砂糖の在庫量はわずか一万三千屯であつた。その砂糖の供給源であつた台湾と南洋群島を放棄した日本にとつての残された最大の給源は沖縄諸島であつたが、GHQはその沖縄にたいして外国なみの扱いを強いた。これは今日までそのまづづいてゐる。

そんなわけで砂糖を入手する方法はなかつた。輸入するといつても先立つものは砂糖でなくて主食である。その主食の輸入もなかなかGHQの許しが出ないで、国民は絶望と飢餓にさらされたのだから、砂糖不足などどうしようもないまま時が経つていつた。

待望の砂糖配給がようやくはじまつたのは、昭和二年も暮の十二月であつたが、何とそれは主食代替配給であつた。しかしそれから砂糖事情は

意外に早く好転して、昭和二十七年四月から砂糖の自由販売が実現したのであるが、この戦後統制期の砂糖事情をまず年譜として示せば次の通りである。

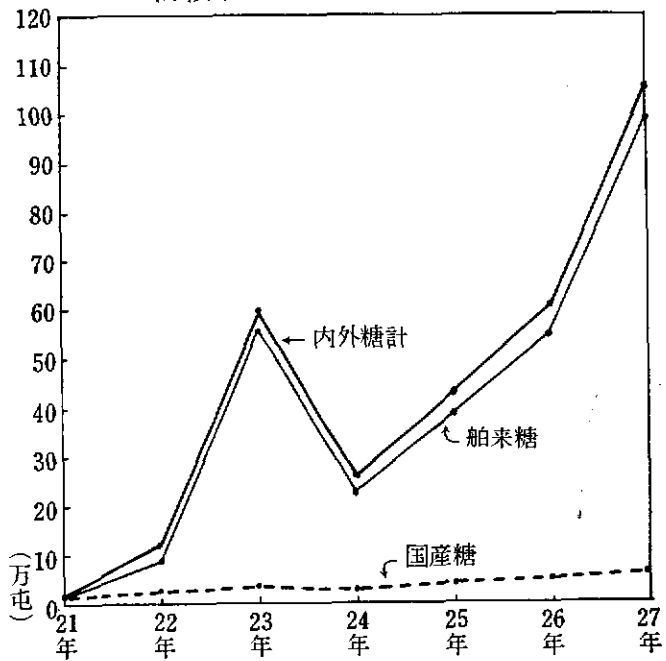
砂糖統制の推移一覧表

年 別	月 別	事 項
昭和一九	一	砂糖の一般配給殆んど杜絶、ヤミ値高騰
二〇	四	米軍沖縄上陸、糖業荒廃
二〇	八	台湾の糖業設備放棄
二一	三	油糧、砂糖配給公団設立
二一	四	隠匿砂糖の摘発開始
二一	五	沖縄大島より砂糖三〇〇屯入荷
二一	五	占領軍少量の砂糖を初払下げ
二一	七	ズルチンの販売許可
二一	二	日糖イースト生産開始
二二	二	終戦後外糖初輸入（約五千屯）
二二	一〇	日本砂糖統制（株）を日本砂糖（株）に改組、配給機関となる
二二	二	砂糖輸入激増、主食代替一般配給開始
二三	二	食料品配給公団砂糖局発足
二三	七	精糖生産はじまる
二三	七	人工甘味の統制撤廃
二四	一〇	砂糖卸、小売登録替
二四	一一	砂糖の主食代替打切り
二四	一	キューバ糖の日本向輸出激増
二四	一	国産含蜜糖の統制撤廃

一	名古屋製糖設立
二	日本精糖工業会結成
二	芝浦精糖設立
五	新砂糖登録発足
七	日本精糖設立
七	ビートパルプ配給統制廃止
九	九州精糖設立
一一	東洋精糖設立
一一	ブドー糖統制廃止
一二	イースト統制廃止
四	食糧配給公団の砂糖扱いを油糧配給公団が継承
四	大日本精糖新発足
五	台糖新発足
六	日新精糖設立
八	塩水港精糖設立
二	砂糖元卸業者登録選挙
三	油糧砂糖配給公団廃止
六	東海精糖設立
一〇	業務用砂糖の価格及び配給統制廃止
四	砂糖自由販売

つぎに数字からみた砂糖供給高の推移を示せばあられし左記の通りであつて、砂糖事情がいちじるしく好転したのは二十三年に入つてからであつた。

戦後統制期の砂糖需給表



戦後統制期の砂糖需給表

年 期	国産糖	輸入糖	合 計	備 考
昭和二〇～二二年	一六千	三九千	一五五	ズルチン販売許可
二一～二二	二五	九〇	一一五	
二二～二三	三四	五五九	五九三	
二三～二四	三〇	二三四	二六四	砂糖主食代替打切り
二四～二五	三七	三九〇	四二七	葡萄酒統廃
二五～二六	五二	五五四	六〇六	
二六～二七	六〇	九九三	一、〇五三	砂糖自由販売

さらにこれが価格の推移を示せば次の通りである。

砂糖価格の推移 (単位百斤)

年 月	小売価格	ヤミ価格	消費税
昭和二〇・一二	一三一円	三、七三〇円	一七・五円
二一・五	一四五	九、六〇〇	三六〇
二二・七	五〇〇	二、八〇〇	
二三・三	一、二三〇	二四、〇〇〇	一、〇八〇
二四・六	二、二九〇	八八、〇〇〇	
二五・九	二、四七〇	三三、〇〇〇	
二六・二	一、六一〇	二四、〇〇〇	
二七・七	一、九二五	一六、〇〇〇	
二八・二	五、〇〇〇	三三、〇〇〇	
二九・五	三、八〇〇	四七、〇〇〇	
三〇・六	四、二五〇	一六、四〇〇	
三一・二	五、〇〇〇	一四、一〇〇	
三二・四	六、八〇〇	一一、四〇〇	

こうして(2)が次第に接近した結果、遂に昭和二七年四月一日を期して自由販売が実施されたのである。

以上は一般経過であるが、砂糖事情の悪化から緩和に至る過程をここでもう少し度かいつままで要約すると、概ね次の通りである。

◇…昭和一九年—戦局悪化一般配給杜絶

◇…二〇年八月—終戦時の在庫僅か一万三千屯、台湾、南洋群島、沖縄を放棄自給の途を断たれる。

◇…昭和二二年七月—ズルチンの販売許可

◇…昭二三年七月—精糖の国内生産開始、人工甘味自由販売
 ◇…昭和二三年一月—砂糖の主食代替配給打ち切り
 ◇…昭和二四年一月—葡萄糖自由販売
 ◇…昭和二六年一〇月—業務用砂糖自由販売
 ◇…昭和二七年四月—砂糖自由販売

以上の通りであるが、ジャムが自由販売になったのは昭和二四年八月であり、小豆が自由販売になったのは昭和二六年四月であつた。雑穀の自由販売は二六年の二月であるが、昔なつかしいアンペン、ジャムパンが公然とヤミ屋でない商店の店頭に姿を現したのはこの雑穀統制解除以後のことである。

第五節 戦後統制期のマーガリン

パンに多量のマーガリンを用いるようになったのは、戦後の統制時代であつたが、パン類の自由販売が実現した昭和二七年以降、それは次第にショートニングに移行していった。

そこでここに戦後統制期のマーガリン史を要約するとあらまし次の通りである。

戦後統制期のマーガリン年譜

年次	月	事	項
昭和二〇	八	終戦の詔勅、マーガリ工場の戦災被害甚大	
	六	花王石鹼株式会社創立（マーガリンは二五年から）	
	一二	三興化学工業株式会社創立（マーガリンは二三年から）	
二二	三	油糧配給公団設立	
	六	食用油脂配給要領決定しパン用配給開始	
	三	太陽油脂株式会社創立（マーガリンは二四年から）	
二二	一二	廣食品工業株式会社創立（マーガリンは二三年から）	

年次	別	工場数	生産高(匁)
二三	八	人造バター工業クラブ創立	
二二	一二	月島食品工業株式会社創立（マーガリンは二四年から）	
二二	一二	六甲バター株式会社創立（マーガリンは二三年から）	
二四	七	日本油脂株式会社創立（マーガリンは大正一五年から—合同油脂時代）	
二五	一〇	鐘紡から分離して鐘淵化学工業株式会社創立（マーガリンは昭和二三年から）	
二六	三	マーガリン等大豆油をのぞく全油糧自由販売となる	
二七	六	製パン用ショートニングの試験製造開始	
		油糧配給公団解散され大豆油も自由販売となる	
		パン類自由販売となる	

以上が戦後統制期のマーガリンのあゆみであるが、その工場数と累年生産高の推移は次の通りである。

マーガリン生産の推移

年次	別	工場数	生産高(匁)
昭和一九〇年		一六	一、九三八
昭和二一年		二二	二、二二八
二二		三五	五、七八八
二三		一〇二	一九、九七七
二四		一二二	二二、八七九
二五		九八	二〇、〇六〇
二六		四五	一三、三三二
二七		四四	二八、二九五

この昭和二五年十月一日の統制解除以来、業界の販売競争がはげしくなつた。その結果統廃二年後にはメーカーが半分以上に激減したが、それは同時に品質競争でもあつた。やがて良質なショートニングメーカーがパン界を制覇するに至つた所以である。

それはともかくとして、このマーガリンの配給割当では、戦時中に弱体化したパン業者の全国団体復興の有力財源の一つとなつた。

第六節 戦後統制期のジャム

太平洋戦争の初期にジャム業界も企業整備を経験したが、その関門をくぐりぬけて生きのこつた業者も、戦局の悪化とともに砂糖の配給が杜絶したので、開店休業を余儀なくされた。次にやつてきたのは米機の本土空しうであり、多くの工場は焦土となつた。

戦後いちばやく企業許可令が廃止された為に、多くの業者が抬頭したが、砂糖の配給がないので人工甘味の割当をうけなくてはならなかつた。その割当をうけるために、新旧両業者の全国団体が出現した。

昭和二年—旧業者全国ジャム工連を創立、農林省から人工甘味の割当をうける。

昭和二年—新興業者日本ジャム工組を創立商工省から人工甘味の割当をうける。

この新興業者の中には森永、明治、不二家などの一流業者も加わつていたが、この年の暮になると業務用砂糖配給の曙光がみえてきた。そうなるとその割当は農林省に一元化されざるを得ない。

そこで農林省の斡旋によつて両団体の歩み寄りが実現し、同年十月ジャム工業協議会が設立された。

二三年には食料品配給公団が設立され、ジャムは公団の買取販売になつたが、二四年五月一杯で公団扱いは中止され、同年七月一杯で配給統制解除となり、八月一日から公も廃止された。砂糖の統廃は二七年四月であつたが、公団時代に二〇四工場に達したジャム業者も自由販売以来自由競

争がはげしくなり、大部分の業者はこの企業から足を洗つていった。

第七節 戦後統制期の菓子業界

戦時中の企業整備によつて生きのこつた菓子工場の多くが戦災による被害者であつたことは他産業とかわりはないが、パン業界が進駐軍放出の小麦粉によつていちばやく活気づいたのたいして、菓子業界はながいこと日蔭もの扱いを甘受しなければならなかつた。それは業務用砂糖の本格的割当てがはじまつたのが、昭和二五年四月であつたことから立証するに難くない。

最初配給物資として登場したのはキャラメルであつたが、その割当てはすぐれた設備をもつた大手メーカー中心に実施された。やがてビスケットが配給品となつたが、これまたキャラメルと同じことであつた。

しかし明治、森永などの大手は、この闇黒時代に他の食品工業分野に進出して危機を巧みにきりぬけている。明治製菓がベニシリンの製造にのりだして、製菓メーカーを兼ねるようになったことなどはその顕著な一例である。

昭和二五年六月からはじまつた朝鮮戦争は、大手菓子メーカーにとつて一大福音であつた。このいくさは翌年六月までつづいたが、このいくさのために進駐軍が大量の軍用ビスケットや軍用菓子を、日本の国内大手メーカーに発注することになつたからである。

これによつて、実力をたくわえた大手メーカーは、翌二七年四月の砂糖自由販売及び六月の小麦粉自由販売を契機として、いよいよ本来の実力を発揮する機会にめぐまれた。

こうして戦後の壮大な販売競争がはじまつたのであるが、明治、森永につぐ大手の渡辺製菓がこの販売競争にやぶれて、倒産したのは昭和三〇年であつた。

昭和二八年末までの倒産ビスケットメーカー一社、休業メーカー十三社という数字は、当時の販売競争のすさまじさを知る歴史的記録といつて

よいであろう。

戦後統制期の菓子業界年譜

年次	月	事	項
昭和二〇	八	終戦の詔勅、菓子工場の戦災被害甚大 ブルチン・サツカリンの使用許可 企業許可令廃止でヤミ菓子屋続出	
二二	九	全国菓子協会設立	
二二	九	栄太楼食品工業創立	
二二	一二	乾パン協会創立	
二二	四	ココアキャラメル製造開始	
二二	六	国産糖製菓業者に初割当	
二二	七	人工甘味統制解除	
二四	七	菓子統制撤廃期成同盟結成	
二四	八	森永商事独立	
二四	八	全国チョコレート工組結成	
二四	一〇	幼児食用キャラメル生産工場指定	
二五	一一	全国菓子協会結成	
二五	一一	水飴、グルコース統廃、飴菓子自由販売	
二五	四	乳製品統制解除	
二五	四	キャラメル自由販売	
二五	四	業務用砂糖割当開始	
二五	八	菓子類価格統制撤廃	
二六	三	類穀自由販売	
二六	四	小豆自由販売	

二七	四	古谷産業古谷製菓と改称
二七	四	砂糖自由販売
二七	六	小麦粉自由販売

第八節 戦後のパン用機械業界

大阪の藤沢鉄工所（いまの藤沢製作所）によつてパン用機械（鉄製電気窯、混合機、丸目機）が開発されたのは昭和二年であつたが、ついで関東混合機、三ッ福製作所がパン用機械の製造をはじめている。

しかし戦前の主なる機械メーカーはこの三社で、他は泡沫の如く消え去つた。

戦後にやつてきたのは粉食ブームで、これは食糧機械の需要を激増する結果となつた。そこで昭和二三年四月には製粉、精麦、精米、製パン、製メン、醸造、油糧などの機械メーカーを打つて一丸とした日本食糧機械工業会が発足、商工省機械局から資材の割当をうけて、本格的な機械の生産開始となつたのであるが、当時食糧機械メーカーだけでも一千工場といわれたものである。しかし資材統制の緩和撤廃と共にこの業界もはげしい競争にさらされ、群小メーカーの脱落が相次いだのである。

なお、製パン機械業者団体の歴史は次の通りである。

◇昭和二年 京浜製パン製菓機械研究会創立

◇昭和三年 大阪業界も右に合流して製パン製菓機械工業会設立

◇昭和三七年 日本製パン製菓機械工業協同組合設立

現在この協同組合の組合員は四七社で、うち製パン機械の製作を主とするものは次の通りである。

主要パン用機械メーカー 省略

所在地	社名	代表者名
大阪市	藤沢製作所	藤沢義雄
東京都	関東混合機工業	林正義 正夫

三ッ福機械製作所	三浦喜太郎
押切機械製作所	押切竜雄
久保長機械製作所	清水一
佐々木製作所	佐々木長一
三幸機械	田中利貞
ツジ商会	辻鷹雄
ネッブー橋本機械	橋本卯吉
文化電機工業	佐藤定雄
丸十工業	斉藤守弘
新日本パン機	星野帝三郎
名古屋菓機製作所	渡辺静一
岩崎鉄工	岩崎誠宏
青島精機製作所	青島茂雄

昭和二八年に明治パンが発足したが、ここの機械は舶来の大型機械であった。これに刺戟されて大型パン用機械の輸入が続出したが、中には評判ほど優秀な機械でなかつたものもある。日魯漁業系のあけぼのパンやシキシマパンが輸入した、アムフロッププロセスの連統製パン機械などその好例であるが、日本のパン用機械は第一に廉価であることを要求されるために、それ相当のものしかつくれないというなやみがあつた。しかしこうして廉価品をつくることに努力した結果、価格面における国際競争力が培われたことも事実で、次第に海外に販路が拡がりつつあるのはその生きた証拠である。